

# 「産業革命」以前における石炭鉱業の形成

——日本炭鉱労働者状態史のための覚書(1)——

戸木田 嘉久

## 目次

### I、幕藩体制末期における石炭鉱業とその労働力

A、「仕組法」下の石炭小生産と藩営マニュ炭鉱の形成

B、幕藩体制下における炭鉱労働力の析出過程

(1) 前期的炭鉱労働力の形成

(2) 筑豊における炭鉱労働力の形成と部落

(3) 幕藩体制末期における炭鉱労働の性格

### II、明治初期における石炭鉱業と炭鉱労働

A、いわゆる「鉱山解放」の意味

B、官収・官営炭鉱におけるマニュ形成と賃労働

(1) 藩営炭鉱の官収・官営とその払下げ

(2) 三池における囚人労働と高島の納屋制度

産業革命以前における石炭鉱業の形成(戸木田)

(3) 納屋制度の性格規定と成立の条件

C 筑豊における小炭鉱の養生と問屋資本の進出

(1) 零細・マニユ的炭小生産と問屋独占

(2) 炭小生産の分解——問屋資本による前貸形態の進化

(3) 明治初期筑豊における炭鉱労働力と農民

D、国内市場の形成と産業革命への道

## はじめに

一九六二年十一月、私は、「石炭危機の本質と石炭調査団の役割」と題する論文を『立命館経済学』（第十一卷、第四号）に書いた。この小論のなかで、私は、「石炭鉱業の安定、なかならず雇用者の安定のための抜本的な方策の確立」を目的としたといわれる石炭調査団（团长・有沢広巳）の「答申大綱」は、石炭危機の本質に眼をふさぐその基本的立場からして、結局のところ石炭危機を内攻させ、客観的には、石炭消費部門の独占の利益をはかるとともに、独占炭鉱の経営的「安定」を構想しているにすぎぬと主張した。そしてまた、「答申」が保持せんとする炭鉱労働における「近代的な環境と労働条件」とは、「近代的」な労働強度と逆行的な低賃金、無権利労働の愈着となり、次のような労働力の萎縮過程の結果するだけであると、書いた。

「『近代的』な労働強度と逆行的な低賃金、無権利労働の愈着、それは別の視角からいえば、労働力の萎縮過程の進行ということにほかならぬ。しかも、かかる労働力の萎縮は、いわゆる『老令化』現象と結合し、事実上、炭鉱労働力の解体を促進することになる。……しかも、次代の労働者にとって炭鉱は全く魅力と将来性に乏し

い職場である。次代労働者は、重工業地帯における若手労働力の不足もあって、炭鉱地帯からの流出を加速化している。かくて、ゆきつくところはどこか。萎縮し解体しつつある労働力のうえに『近代化』炭鉱が徒らにそびえたち、他方における『非能率炭鉱の閉山』とあいまち、ついには国民的資源の完全な崩壊と解体にすすむおそれなしとしない」と。

それから今日まで、まったく不幸なことであるが、事態は私の予想さえ遙かにのりこえてすすんでいる。まず、重大災害が、三井三池（三八年十一月、死者四五八人、日本炭鉱史上第二位、戦後第一位）、北炭夕張（四〇年二月、死者六二名、戦後三位）、日鉄伊王島（四〇年四月、死者三〇名）、三井山野（四〇年六月、死者三三七名、戦後第二位）と、あいっいで発生した。くわえて、資本の計画をうわまわる離職が生んだ極端な労働力不足、出炭の低下が全面的に露呈した（三三年度二八万人いた炭鉱労働者は四〇年九月末、一〇万八、八三四人、出炭は、年間五、五〇〇万トン確保の計画をはるかに割り、四〇年度上半期実績では年間四、七〇〇万トン）。これらは、文字どおり炭鉱労働力の萎縮と解体、民族的な石炭資源の放棄の過程が、炭鉱労働者の組織的抵抗の後退とあいまち、加速度的に進行したことをあらわしている。

私は、戦後炭鉱労働運動の花々しい発展を眼のまえにみ、そのなかで労働問題研究への意欲をかきたてられてきた。したがって私としては、石炭鉱業のかかる末期的症状と炭鉱労働者の惨たんたる状態にたいして特別の感慨をもたざるをえないし、また、自分として何かをやらねばならぬという義務感にもとらわれざるをえない。私は、そんな義務感にかりたてながら、日本資本主義の生成・発展・没落の全過程で石炭鉱業がどのように展開し、どのような役割を果たしてきたか、とくにその過程で炭鉱労働者の状態はその組織的抵抗の側面をもふくめてどの

ように推移してきたかなど、いわば日本炭鉱労働者状態史といふべきものをまとめてみようと考えた。これは、一人ではとうていもてあますような大きな主題であるが、ともかく私は、そのための『覚書』をつくることからはじめてみることにした。

この小論「産業革命以前における石炭鉱業の形成」は、いわば、その『覚書』第一号であり、さしあたりこれまでに確立してきた視角と方法を基礎に、手許にある資料をまとめたものである。私としては、今後このような『覚書』を当積みあげてゆくつもりであるが、もちろん、これはまだ研究論文以前のものであり、そういうものとして考えていただければ幸いである。

## I 幕藩体制末期における石炭鉱業とその労働力

### A 「仕組法」下の石炭小生産と藩営マニユ炭鉱の形成

石炭が「焚石」とよばれ、いわゆる「狸掘り」方式で採掘されていた歴史は、遠く徳川の幕藩時代にまでさかのぼる。その発見は、一般には、文明元年（一四六六年）三池郡稲荷村の一農夫によるといわれ、さらに石炭が小商品生産として採掘されるにいたったのは、ほぼ十七世紀後半であると想定されている。貞享四年（一六八七年）から元禄年間（一六八八—一七〇三年）にかけて、すでに豊前田川郡四ヶ村の石炭にたいし徴税が行なわれていたという事実<sup>(2)</sup>、貝原益軒の『筑前国風土記』（一七〇三年）による遠賀・鞍手・嘉麻・穂波・宗像の村民が石炭を燃料としていたという記述<sup>(3)</sup>が、それを裏づける。

十八世紀後半には、筑豊炭の小商品生産はさらに発展する。それは明和年間（一七七〇年頃）、遠賀郡の庄屋和

田佐平の努力で、瀬戸内海沿岸の製塩用炭として石炭の市場条件が拡大したことに照応する。<sup>(4)</sup>周知のように、わが国の主要炭田は大きく分けて九州、宇部、常盤、北海道の四つであるが、その開発は、このように製塩用燃料としての需要を見出した西日本の九州、宇部から先ずはじまったのである。(これにたいし、常盤、北海道炭は、嘉永六年の黒船渡来以降になって、初めて採掘されるようになった)。

しかし、かかる石炭商品生産の発展は、それじたい年貢米の基礎のうえに築かれた幕藩封建社会との矛盾を拡大せずにはおかない。このことは、塩釜の石炭燃焼法を改良して、中国・四国に市場を開拓した庄屋和田佐平が、多数の坑夫を使用して採炭を行ったのにたいし、「藩政束縛の苛刻なる此の有益の好事業を防遏し佐平を獄に下し」<sup>(5)</sup>たといわれ、また三池の百姓中村松次良(明治三年没)が「自己所有の田畑を売って資金を作り、本格的に採炭を営業化し」て、筑後柳河の瓦焼用、肥後長州方面の製塩用に販売したのに対して、「三池藩は一百姓の私すべきでない<sup>(6)</sup>と無償で没収し」た、などの抑圧政策のうちに貫いている。

もともと石炭山は、金属鉱山ほど幕府や各藩主にとって有利ではなかったから、長く直接的統制の対象とはされなかった。だが、幕末に近づくにしたがい、一方では、石炭市場の拡大による石炭小生産の発展のために、他方では、商品経済の浸透を反映する各藩の財政危機救済の一助として、石炭生産にたいする封建的統制が行なわれるようになったのである。

石炭生産にたいする藩による統制は、まず福岡黒田藩や小倉豊前藩の「仕組法」(「焚石会所作誌書」という形態であられた。福岡黒田藩は、文化年間(一八〇四―一八一七年)に石炭販売統制機関として「焚石会所」を設け、天保七年(一八三七年)にはいわゆる「天保改革」の一環として「仕組法」を制定し、生蠟・鶏卵および焚

石にたいする藩営専売制度を再編・強化した。「仕組法」は、石炭の採掘、運搬、売捌をいづれも藩の特許制とした。藩は、採炭者にたいしては生活費を含む一切の費用にあてる資金（御救渡）を前貸し、代りに産出炭のすべてを焚石会所に納めさせ、これを特権商人の手によって売捌いたのである。<sup>(7)</sup>

ところで、この「仕組法」の経済的意義は、木下悦二教授も指摘されるように、次の二点にある。第一に、その実質は藩財政の窮迫を救済するための封建的統制の強化であったにしろ、それは、むしろ商品経済の発展に順応し、石炭生産者を強制的に商品生産者に転化させるものであった。そのことは、福岡藩の石炭販売制度が再編・強化された天保八年（一八三七年）、黒田藩の旅売り高（藩外販売）が六、六八万斤（約四万屯）、売捌量の九九％に達していること<sup>(8)</sup>によって指標される。しかし、第二にそれは、資本制家内労働の場合と同じく、流通面からの全剰余価値の収奪を意味し、山元生産者の手には資本蓄積の可能性を残さず、資本制生産へ発展する展望を奪うものでもあった。もっとも剰余価値の一部は、販売益金と藩収納金との差額収取という商業的機能をつうじて特権商人のもとに流れ、若松・小倉に中原屋を頂点とする石炭問屋資本を成立させたのである。<sup>(10)</sup>

石炭市場は、幕末一八五〇年代に新たな拡大の段階をむかえた。すなわち、中国市場をめぐるイギリスの印度洋航路と、カリフォルニアを基地とするアメリカのチャイナ・クリッパーの角逐という、世界的過程の進行を背景とした黒船の来航、それ<sup>(9)</sup>にたいする石炭供給港としての長崎・横須賀の登場である。しかし、この封建制下における石炭市場拡大の第二段階に照応しては、仕組法の下での採掘量の増加、技術の進歩は見られなかった。<sup>(11)</sup>それは、仕組法による小生産の封建的な統制は、もはや新しい市場に照応した生産様式ではありえなかったからである。

これにたいして市場拡大の新しい段階は、柳河・三池藩による三池三山（稻荷山、平野山、生山）の経営、佐賀鍋島藩による高島炭鉱の経営など、いわゆる藩営マニユ炭鉱による大規模採炭を成立させたのである。文化末年（一八一七年）に佐賀藩の直営生産に移された高島炭鉱では、慶応三年（一八六七年）には英人グラバーと合弁経営を行い、外国資本と外国技術によって、四〇米におよぶ堅坑を穿ち、蒸汽捲を備えた日本最初の近代的採炭を行なった。その規模は純坑夫三〇〇—四〇〇人といわれ、採掘・運搬・水揚・通風にわたり分業が行なわれていた。<sup>(12)</sup> また嘉永年間（一八四八年頃）に開坑された三池藩の生山は、藩営原始石炭マニユとしては、最大の規模をもっていた。すなわち、嘉永七年（一八五四年）には坑口方九人、労役五〇〇人、うち採炭夫一五〇人、運搬夫三〇〇人、排水夫五〇人、監督三〇人余であった。<sup>(13)</sup>

福岡藩・小倉藩の「仕組法」では、石炭小生産を流通面から統制する形態をとった。これにたいし生産過程にたいする幕藩の直接的介入を意味するこの藩直営形態では、資本が採掘過程に直接投下され、その結果として生産の集積が進み、それだけに顕著な生産の発展がみられたのである。

つまり、農民的石炭小生産の発展が福岡・小倉藩の仕組法を生んだとすれば、国内外の石炭市場の高度化が藩営マニユ炭鉱を生み出したのである。しかし、市場の拡大にたいする「上から」の藩営マニユは、その資本形成の脆弱さからして、維新政府による「官収」過程において、その抵抗力の弱さを露呈せずにはおかなかった。

(1) 高野江基太郎『本邦石炭事情』一八頁。

(2) 正田誠一「筑豊炭鉱業における産業資本の形成」『九州経済統計月報』一九五二年二月、二頁。

(3) 貝原益軒『益軒全集』卷三四、六七四頁。

- (4) 『若松市誌』筑前若松市役所一・一七—一七八頁。
- (5) 高野江基太郎『筑豊炭鉱誌』五頁。
- (6) 「三池鉱業所沿革史」第一巻前史其一（九州経済調査協合『大牟田産業経済発達史』三一頁）。
- (7) 遠藤正男『九州経済史研究』日本評論社、三一—五〇頁。
- (8) 木下悦二『日本の石炭鉱業』日本評論社、二—三頁。
- (9) 遠藤正男、前出二七頁。
- (10) 正田誠一「筑豊炭鉱業における産業資本の形成」前出二頁。
- (11) 遠藤正男、前出四六—四七頁には、次のように指摘されている。  
「かかる諸事情は幕末において石炭の需要が一段と増大をなしたことを物語るものであって、これと相俟って、採掘量の増加、技術の進歩等が当然見らるべきであるが、事実は筑前地方に於ては必ずしも著しき変化を見なかつたのである」と。
- (12) 遠藤正男、前出一四四頁。
- (13) 『明治工業史・鉱業編』七四—七五頁（正田誠一・前出三頁）。

## B 幕藩体制下における炭鉱労働の折出程過

幕藩体制の後期における藩財政の窮迫化を背景として、筑豊における農民的石炭小生産が「仕組法」を生み、外国船の焚用炭の需要増大が一群の藩営マニユ炭鉱を発展させてきた過程をみてきた。そしてまた、こうした石炭生産の封建的な統制関係の内部に、石炭商業資本が深く喰いこみ蓄積をすすめてつあつたこともあきらかにしてきた。ところで、ここでは、かかる諸関係のもとで搾取と抑圧にさらされた前期的炭鉱労働者群が、どのような社会的条件によって、どのような社会的階層から折出されていたかを、あきらかにしておこう。

### (1) 前期的炭鉱労働者の形成

幕藩体制下における炭鉱労働力の折出過程については、現在までのところ、遠藤正男『九州経済史研究』のな

かの論稿「徳川時代の炭鉱労働者」以外には、はっきりと資料の裏づけをもった労作はあらわれていない。したがって、ここでは、故遠藤教授の労作を基礎に、それ以外の若干の資料を補足しながら、私なりの見解をいちおう整理してみるほかはない。

故遠藤教授は、まず「徳川時代の炭鉱労働者」の主力は、商品経済の浸透にともなう商業資本の搾取、藩財政の窮乏にともなう年貢・諸役の誅求、不作兇荒によって困窮した貧農小作ないし「日雇稼」であったとされる。すなわち、「彼等は唯一の生産手段であり生命線であった所の零細なる耕地を、多くは賃入等の形式によって、高利貸付資本家に収奪され」、「しかも……経済外的強制によって尚土地に緊縛せられ、一層強化された誅求の下で小作人若くは『日雇稼』として農村に残存せねばならなかった。彼等は生命の維持の為には如何に困難なる労働をも進んで求めねばならなかった。この生活資料を獲得するに困難なる貧農小作乃至『日雇稼』の相当多数に存在した事実こそは、当時の炭鉱労働者階級を形成せしめた最大の基礎的条件であった<sup>(1)</sup>」、と。

もちろん、前期的炭鉱労働者の出自は、貧農乃至「日雇稼」にとどまっていたわけではない。つづいて遠藤教授は、零落した漁民、手工業者、囚人及び特殊賤民層から炭鉱労働者ないし炭鉱労働に附随する運送労働者に転化する者もあったと主張されている。それを誤りをおそれずに要約すれば、つぎのごとくである。

まず零落した漁民の一部は、石炭を輸送する遠賀川の川舳<sup>(2)</sup>（かわひらた）の船頭に転じた。また当時の炭鉱労働の技術的水準からしてその数はさして多かつたとは考えられぬが、坑口から切羽への坑道を支線する支柱作業へ、所謂「所払い」等の利に処せられた手工業者が転じた場合もありえた。「囚人」は、すでに無宿の浮浪者が佐渡金山の排水夫として使役されていたことからして、炭山でもそれらが石炭労働者となったという想定がなりたつ。

しかし、仕組法下の筑豊炭鉱はまだまだ零細経営の「狸掘り」が多く、堅坑の数は少なかったから、他方で「貧農・日雇稼」が多数輩出していた条件のもとでは、囚人労働が金銀山のように組織的に投入され、一般的であったとは考えられない。<sup>(4)</sup> もっとも、徳川幕府が発布した御山例五十三条中に「一山は一国たるべし、他の指揮に及ばず」（九州大学経済史研究室所蔵写本による）との規定も手助って、人妻や娘の誘拐者、欠落者、重罪人が「一種の身を隠す場所」として、炭山に身を投ずるケースは相当あったと見るべきであり、また特殊賤民たる「△△及び非人」が浮浪者として炭鉱に入り込んだ場合も、「明確な資料はない」があつたであろう。<sup>(5)</sup> と。

故遠藤教授は、以上の所論から、次のように結論されている。「要するに、徳川時代の炭鉱労働者を多く供給したものは、一言にして云えば貧農階級、特に土地を離れた日雇農業労働階級であつたと云う事が出来やう。そして貧農・日雇労働者等の炭坑労働者への転化を必然ならしめたものは、当時の封建社会に於ける経済的諸矛盾であつた事が明らかである」<sup>(6)</sup> と。

この結論、すなわち、当時の炭鉱労働力の主力が農民層から折出された、いわゆる「村方坑夫」であつたという推論は、商品経済の浸透にともなう賃労働の普遍的な形成過程に照しても、また封建的制約のもとにおかれた当時の石炭鉱業の展開の状況からしても、一般的にはもちろん妥当なものと判断される。しかし、この結論は、小生産の段階にとどまった筑豊の場合にはそのまま適用しうるとしても、石炭市場拡大の第二段階に照応する三池、高島の藩営マニユ炭鉱の労働力については、さらに若干の補足が必要であるように私には思はれる。前述したように幕末には、すでに三池では五百名、高島では三百有余名の坑夫数をかかえ、堅坑が穿たれ、分業による協業がおこなわれていた。したがって、私としては、これら労働力の主力もまた「村方坑夫」であつたとは

どうしても断定できないものと感ずるのである。

まず、幕末から明治初年にかけての農民層の分解の程度からすれば、一箇所で数百名におよぶ炭鉱労働力の確保は、他方で、すでに製糸業・製茶業等々における労働需要の増大もあつたわけだから、おそらく困難であつたと考えざるをえない。したがつて、三池や高島においては、その労働力の主力は同じく貧農小作・日雇稼であつたにしろ、彼らは羅致的手段によつて投入されたのであろうし、また強制的手段によつて囚徒および浮浪人が投入される比重も、筑豊の小規模炭鉱に比しかなり高かつたものと想定される。そして、そこにはすでに維新後から明治初期にかけての「隷奴的形態の賃労働者」の原型が、形成されつつあつたにちがいない。しかし同時に、これら藩営原始マニエ炭鉱は、分業による協業という点では、仕組法下における筑豊の炭鉱よりも一歩すすんでいたわけだから、その労働力のなかには、当初、金属鉱山から転じたと思われる「五平太鑿」と称した採掘の職人的労働者から請負人に転じた者があつたであらうし、また支柱作業に従事する転落した大工職人の比重も相対的には高かつたものと考えられる。

要するに、三池や高島においては、小生産を基礎にした「仕組法」下の筑豊の場合に比し、その経営形態の発展程度に照応し、労働力の近代的人格が相対的に強かつたといふことができるであらう。

- (1) 遠藤正男『九州経済史研究』一四八—一四九頁。
- (2) 遠藤・前出・一五三頁。筑豊各郡から遠賀川本支流を通じて、芦屋・若松まで石炭運搬をおこなつていた小舟のこと。その数は、最盛時六、七千といわれ、明治二十年代初頭、筑豊鉄道の敷設のち衰退した。『若松市誌』後篇二七一頁。
- (3) 遠藤・前出、一五四頁。
- (4) 遠藤・前出、一五五頁。

(5) 遠藤、前出一五六一—一五七頁。

(6) 遠藤、前出、一六一頁

(7) 当時は、「五平太鑿<sup>おま</sup>」と称し、「諸国を廻て石炭ある山を鑑定して価を極め買切て鑿ち取」る。（暁鐘成撰『兼葭堂雜録一八五八年、撰都書肆、五書房合梓』）

## (2) 筑豊における炭鉱労働力の形成と部落

なお、ここで幕末における炭鉱労働力の形成に関して、さらに一言ふれておくべきことがある。それは、炭鉱労働力の形成と、遠藤教授のいわゆる「特殊賤民」とのかかわりあいについてである。

私は、遠藤教授が前出「徳川時代の炭鉱労働者」において、あるいはまた「徳川後期筑前地方における炭鉱業の発展」（九州経済史研究）所載）において、初期炭鉱労働力の形成と「特殊賤民」との関連を示唆する諸資料を提示されたことは、文字どおり先駆的業績であったと評価する。しかし、その実際の論述は戦前の社会的制約もあつたものと想像されるが、わずかにつぎの数行につきる。

「徳川時代に特殊賤民として取扱われた階級に△△及び非人があつた。浮浪者として炭鉱に入り込んだものの中には、是等の階級もあつたろうと思はれるが、これに関して明瞭な資料はない。勿論、坑夫自らは自己の前身を明かす事を欲しなかつたであらうし、又炭鉱経営者もそれを調査する事は少なかつたのだから見るべき資料はないのであるが、資料がないからとて直ちにそうでないと断ずることはできない。特に当時の△△・非人等は主要炭鉱地たる九州に於ては『間々小作人となれりといへども、概して信用なきの徒なれば日雇人足となり、力役に従事する者多し』（明治文化全集、二十一卷、一三九頁、傍点筆者）と言はれているから、恐らく日雇人足として坑内労働に入り込んだものもあつたと思はる」と。<sup>(1)</sup>

ところで、現在、私たちの前には、これだけでは筑豊の炭鉱労働力の形成と部落の関係について、その本質に接したとは到底いえないような現実が存在する。すなわち、「筑豊炭鉱地帯には、現在三〇〇余りの部落があり、田川郡内を限っても、一三〇余り存在」し、「その人口比は、一市九町一村のなかで多少のちがいはあるが、平均して、全住民の三割ないし、四割を占めており、部落出身者を自治体の首長に△人もだしていることから推定すると、半数以上を占める町村も一、二にとどまらないのではないか」といわれ、さらに「筑豊における中小炭鉱労働者の大部分が部落坑夫である」<sup>(3)</sup>とも推定されている。そうだとすれば、ここでは、いったいこの筑豊地方の部落とその老大な人口は、いつごろ、どのような事情で成立してきたものであるか、それはまた、初期炭鉱労働力の形成とどのような関連をもったのであるかが、あらためて問われねばならないことになる。<sup>(4)</sup>

この点について、現在までのところ積極的に問題を提起しているのは、私の知るかぎりでは馬原鉄男氏の試論「筑豊炭鉱における労働力の形成と部落」(『新しい歴史学のために』九三号)があるだけである。したがって、ここでもさしあたり私に可能なことといえば、馬原氏の主張を私の責任で紹介するとともに、私なりに若干の意見をつけくわえさせてもらうにとどまる。ところで、まず馬原氏の主張をきこう。

馬原氏の主張の第一点は、坑夫の給源は、遠藤教授もふれるように貧農小作、日雇稼ならびに浮浪者や罪人であったが、このうち筑豊炭鉱地帯に流れこんだ浮浪者や罪人は、他藩に多く見られるように「非人」身分には組みこまれず、「穢多」身分に編成されて部落を形成することになったのではないかということである。<sup>(5)</sup>馬原氏は、この推定の論証として次のことを指摘される。まず「筑豊では、文化年間以来、……多数の『溢者』(田川市誌)が流入してくるが」、「嘉永五年(一八五二年)の『田川郡穢多非人竈数男女改張』(六角家文書、九州大学文化史研究

所蔵）によると、七五七軒、三、五三七人の穢多非人が書きあげられているが、そのうち非人は、わずか一軒、二人をかぞえる」にすぎず、「ここでは、穢多の比率が高く、嘉永年間ですでに全体の一割を占めている」。また「明治八年（一八七五年）の戸口調査での旧穢多身分を別記している場合にとってみると、上・下金田村では、総戸数二二六軒のうち『旧穢多』が五八軒を占めており、また、上・中・下糸田村では二二六軒のなかで五八軒となっており、前者で三六%、後者でも三四%という異常な高率を示している」と。馬原氏は、これらの資料からして、流入した『溢者』は穢多身分に編成されたものと推定され、さらに現在、「筑豊にある部落のかんりの部分が、炭層の路頭線に沿って、つまり古いまぶ（坑口）の近くに散在している」こととあわせ考えると、筑豊の部落成立の起源は、「石炭業が福岡・小倉兩藩の専売制度のもとで、かなり本格的に採掘されはじめる天保前後ではないか」と考えられるとされる。

馬原氏の主張の第二は、福岡・小倉兩藩がどのような意図からして、炭鋳労働力の穢多身分への転化を必要としたかにかかわる。いうまでもなく、専売制度の目的は藩財政の窮迫を緩和することにある。そのためには坑夫の身柄を嚴重に拘束し、搾取体制を維持することが前提となる。したがって、専売制度いらい藩が坑夫の移動を極力いましめ、長く一定の山元に居住して、その山をていねいに採取するように申しつけたのはもちろんだが、それだけでは十分だとは考えられなかったと、馬原氏は主張される。

いわく、「金山・銀山などのように、採掘場が比較的限定され、しかも、周囲の村落と断されて孤立状態になれば、労働力を確保するための奴隸的な拘束制度もある程度可能であるが、筑豊のように石炭の露頭線が数条にわたり、しかも長々とつづき、そして至るところで中小坑口のある場合には、坑夫にたいする身体的拘束に

大きな困難がともなうのは当然のことである」。したがって、「直接的な身体的拘束に代って、彼らを賤民身分にくみ入れることは、もっとも容易にして、かつ確実な労働力確保の手段ではなかったか」と考えられる、と。

以上の馬原氏の試論は、自らも認められるように論証不十分な点を多くふくんでいる。したがって、筑豊における部落形成の時期と条件を、すべて藩幕体制下の石炭業にたいする専売制度の採用に還元できるものであるかどうかは、いわゆる部落の起源をめぐる専門研究者の論争ともかかわりあ<sup>(6)</sup>つて、私にはまだ疑問がのこる。しかし、すくなくとも、石炭小生産の発展と「仕組法」が筑豊における部落の成立、あるいはまた部落差別の再縁・強化にとつて、重大な契機をなしたであろうことは、馬原氏の主張をもって十分に納得できるといわねばならない。

ところで、馬原氏は、すでにみるように筑豊における部落の成立を、石炭業との関係で天保前後と推定されている。つまり、それは比較的新しい部落だということだが、私も、この点にかんしては、当時の筑豊の農業、とくにその土地所有関係と階級分化との関連からも、間接的に裏づけられるのではないか、と思う。そこで、ここでは、この点について若干論及し、馬原説を補強しておくことにしよう。

周知のように近世封建社会をつうじて、一般農民は檢地によって本百姓に再編成され、賦役Ⅱ労働地代は貢租Ⅱ生産物地代に転化した<sup>(7)</sup>が、経済発展のおくれた地方では、古い隷農主的土地所有（農奴主的あるいは土豪的土地所有）、すなわち、隷農主が被官Ⅱ名子（家抱、間男）を使用して、賦役により手作りを行なう形態が維持されたといわれる。ところで、これまでの部落問題の研究によれば、近世までこのような隷農主的土地所有がのこった商品経済の浸透のおくれていた地方、たとえば東北あたりでは部落はすくないといわれてきている。それは、井

上清教授によると、つぎのような理由によるものであった。

「近世『部落』は、中世の賤民制を利用してつくられたものであるが、中世の東北地方は、まだ社会の発展ていどがきわめて低く、農業から離れた手工業や商業がなく、中世の『賤業』がなりたつていなかった。したがって、近世の藩制度のときでも、部落をつくる歴史的前提がなかったのである。しかし東北諸藩では、部落という形で身分差別こそつくられなかったが、たとえば、岩手、青森の名子制度のような、きわめておくれた身分的れいぞく制度がつくられていた。つまり、東北地方は、まだ部落という差別を領主が必要とするほど、社会の階級分化が進まず、人民は、部落制度で分裂させられるよりもお強く、領主にれいぞくさせられていたのである」<sup>(7)</sup>云々。

それでは、幕藩体制下の筑豊地方の土地所有関係と農民層の分解はどうであったのか。『福岡県農地改革史』<sup>(8)</sup>（上）第三章第一節「徳川時代の地主制度」（宮本又次、秀村選三）によると、近世初期、元和八年豊前の戸口調査では、山間部をむくむ田川郡について惣家数七、三五七、本百姓九八二、名子・荒仕子・息子部屋・牛馬屋共五八三一、町人三五二、神主・寺家四一と、名子の占める比率は極めて高く、なお、元禄・享保年間においても名子・高不持の占める割合は少なくなかったと、いわれている。また、豊前・豊後地帯の隸農制度について詳細な検討をした伊藤兆司教授は、福岡各藩に属する田川郡南部には幕末・明治初年にいたるまで多数の名子が存在し、且つ比較的山間部に多数の大隸農主があり、平坦部におもむくに従って、小隸農主に変ずるとともに、名子数の相対的減少があつたとされている。<sup>(9)</sup>

要するに、以上からして、筑豊地方、すくなくとも田川郡下は、享保・元禄年間以降、農民的石炭小生産が急

速に、ひろがり、は、はじめ、る、ま、で、は、農、業、内、部、に、お、け、る、小、商、品、生、産、の、発、展、は、み、る、べ、き、も、の、が、な、く、隸、農、主、的、土、地、所、有、名、子、制、度、が、存、在、し、農、民、層、の、分、解、は、停、滯、的、で、あ、つ、た、と、い、え、よ、う。そ、う、だ、と、す、る、と、井、上、清、教、授、の、説、を、援、用、す、れ、ば、筑、豊、に、は、隸、農、主、的、土、地、所、有、に、も、と、づ、き、わ、め、て、お、く、れ、た、身、分、的、な、隸、屬、制、度、が、の、こ、つ、て、い、た、わ、け、だ、か、ら、福、岡、・、小、倉、兩、藩、と、し、て、は、ま、だ、部、落、制、度、に、よ、る、差、別、を、必、要、と、せ、ず、し、た、が、つ、て、石、炭、小、商、品、生、産、が、全、面、的、に、展、開、し、は、じ、め、前、に、は、部、落、は、存、在、し、な、か、つ、た、と、推、定、す、る、こ、と、も、で、き、よ、う。

しかるに、元禄期頃にはじまる急激な石炭小商品生産の展開、商品経済の浸透は、このような隸農主制度を急速に解体させる方向に作用したにちがいない。隸農主は、いわゆる「村方地主」に転化し、隸屬的な名子・奴婢（荒仕子・下女）は、小作・年雇・季節雇・日雇に転ずるとともに、その一部は炭鋳労働に転出したであろう。（貝原益軒が『筑前統風土記』において、石炭採掘につき「賤民これを掘りて売る」とのべたのは、おそらく炭鋳労働力の出自が、このような隸屬的な名子、奴婢であり、あるいは、また、流入した欠落者、浮浪者、罪人等々であったからであろう）。

このような隸農主制度の急速な解体傾向、つまり階級分化の進展は、それじたい福岡・小倉兩藩をして身分的統制の再編・強化を必要とする条件であったにちがいない。しかも兩藩は、藩財政の困窮を救済するために、すでにみたように「仕組法」によって石炭小生産を経済外的強制でもって統制することを必要とした。そして、こうした二つの社会経済的条件が結節する点で、筑豊における部落の成立、あるいはまた部落差別の再編・強化が進んだのではないだろうか。

そのような部落は、農業のあいまに炭鋳労働に従事したといわれる所謂「山元村」<sup>(10)</sup>の片隅に、名子・奴婢から転出した者、欠落者、浮浪人、罪人など『溢者』を構成要素として存在したであろう（馬原氏は、前述のように

『溢者』を浮浪人・罪人に限定し、彼らが穢多身分におとされ、部落を形成したとされるが、当時の土地所有と農業関係の分解から想定すれば、旧名子・僕婢も旧隸農主のもとを離れ『溢者』として流浪し、部落の構成要素になったとみるべきであろう。<sup>(11)</sup>そして、かかる炭鉱専従部落の生活は、遠藤教授が唐津炭鉱の坑夫生活絵巻をもとに記述されている、つぎのような状態であったこともまた確かであろう。

「絵巻に描かれた所によれば、妻子あるものは坑口の雨露を凌ぐ藁葺の小屋を建てて、そこで家族と共に生活した。五年でも十年でもその仮小屋を生活の根拠としたのである。その小屋は僅かに寝るだけのものであって、入湯も食物の煮焚も屋外で行なう有様である。そして、かかる家族は大凡一山に五乃至十五あった。然るに独身者ばかりの小屋すら建てない。彼等は石炭を掘り出して空隙となった山中の間歩を家として、そこへ生活用具を持ち込み衣食住をなしている<sup>(12)</sup>」と。

- (1) 遠藤正男・前出「九州経済史研究」一五六―一五七頁。
- (2) 馬原鉄男「筑豊炭鉱における労働力の形成と部落」・『新しい歴史学のために』九三号、二頁。
- (3) 一九六二年度、解落解放同盟田川地区協定期大会討議資料。右の馬原論文による。
- (4) これらの問題は、炭鉱労働問題の歴史的研究の視点からしても、また部落問題の研究視点からしても、きわめて重要である。

先ず炭鉱労働者が日本資本主義の生成、発展、腐朽の全過程、戦前・戦後をつうじ、日本の労働者階級のなかで一段と差別的に無権利・低賃金労働の状態におかしてきたことは周知の事実であるが、そこに部落問題が底流として存在するとすれば、炭鉱労働問題の歴史的研究にあっては、夫々の歴史的段階にあって、部落問題との結節がつねに問われねばならないことになる。

また他方、部落問題研究の視点からすると、このことは、部落差別の本質を、基本的生産関係から排除されることだという点に一面的にしぼり、排除されている部落労働力が扱われている社会的・経済的役割を充分に把握してこなかった

傾向、つまり、日本資本主義の全権取機構のなかで、部落問題を位置づけねばならないとする反省につながる（藤谷俊雄「日本資本主義と部落問題」、馬原鉄男「未解放部落における労働力の流動形態」など参照）。

(5) 「えた」と「非人」の区別については、つぎのようにいわれている。「中世では『えた』と『非人』のさかいはあいまいであったが、近世には両者ははっきり区別された。『非人』は、親の代からの非人もあるが、浮浪人、近親相姦者、男女情死の失敗したもの、そのほか罪あるものが、『非人』におとされた。非人は幕府のさだめでは、『えた』より下の身分とされ、江戸の非人頭は江戸および関八州の『えた』の総支配人である浅草の弾左衛門の支配下におかれた。しかし非人には『足洗い』といって、非人になって一〇年以内、もしくは特別の理由あるものは、近親者のねがいにより、平民にもどることができた。非人は非人小屋にいれた。刑吏などをさせられるほかに、非人の職業と定めたものはなく、乞食をして歩いた」（井上清『部落問題の研究』二八頁）。

(6) いわゆる部落の起源をいつに求めるかについては、部落をどのように定義づけるかともかわりあって、部落問題研究の歴史家の間でも、徳川封建制以前、徳川前期、徳川後期とする主張が、それぞれ激しく論争されており、この問題は、目下のところ、私の判定能力を超える。ただ注目しておく必要があるのは、いづれの立場をとるにせよ、商品経済が発展し、幕藩体制が動揺してくる中期から幕末にかけて、賤民身分にたいする庄迫、差別、統制が強化されてきたこと、即ち、「差別の顕在化」という状況があらわれてきたという点では一致していることである。徳川後期論者（馬原氏も含む）は、この点に立脚し、部落成立の時点をこの時期に求めるわけである。

(7) 井上清『部落問題の研究—その理論と歴史』、部落問題研究所、二八一—二九頁。

(8) 『福岡県史資料』第一輯、一八二頁。（『福岡県農地改革史』宮本・秀村論文）

(9) 伊藤兆司「小倉領、中津領及び日田領々境地帯における隸農的制度」、『農業経済研究』四〇三、七ノ四号。

(10) 「仕組法」のもとでは、石炭産出地の村のことを「山元村」といった。また、実質上の賃金にあたる前渡金のことを「山元御救」という。なお「山元」という言葉は、今日でも筑豊地帯には残っている。

(11) 当時の石炭小生産の発展程度からすれば、全国から浮浪人、罪人が、筑豊のかんりの数にのぼる部落と部落民を構成するほどに流入したとは考えられない。むしろ、名子・僕婢が分解し、身分的に統制された部分もあったと考えた方が道理にかなうように思はれる。

(12) 遠藤正男『九州経済史研究』、前出一六六頁。

(3) 幕藩体制末期における炭鉱労働の性格

徳川幕藩体制の中期から末期にかけて、製塩用炭、外国船燃料など市場条件の拡大を契機としながら、石炭鉱業の形成と炭鉱労働力の折出がどのように進んできたかを見てきた。そこには、いわば対照的に、一方には「仕組法」のもとで小生産を営む労働力があり、他方には藩営炭鉱に働く労働力がみられた。それでは、この二つの経営形態のもとにおかれた炭鉱労働の性格を、どのように規定することができるか。これがここでの課題である。

1、「仕組法」の炭鉱労働

まず、歴史的展開の序列にしたがい、「仕組法」の炭鉱労働の性格から検討しよう。すでにみたように幕末における黒田藩や小倉藩の「仕組法」は、石炭小生産の発展、すなわち、自由採掘・自由移出という商品生産の発展にたいする経済外的な、封建的統制の強化にほかならない。ここでは、領主→山元取締(村庄屋)→採炭者という支配系列が基本的な関係として形成されていた。<sup>(1)</sup>つまり、「仕組法」以前には、採炭者は領主や村庄屋などの許可を受けることなく、自ら「礫石」を採掘し販売する「自由」な商品生産者であったが、その実施以降は、領主→山元取締(村庄屋)の統制のもとに、採炭者は採掘した石炭の全部を取り上げられ、「自分売」を禁止され、販売市場より遮断された。この統制の性格は、もちろん封建領主の土地領有に基礎をもち、したがってこの場合、採炭者である山元村民は、基本的に土地に緊縛された農奴として労働を提供するものであったといわねばならぬ。

しかし他方にまた、この封建的統制が、小生産者を、デ・ファクトとしての賃労働者に転化させる条件を、急

速につくりだしつつあったこともまたたしかである。すなわち、採炭者は直接販売を禁止され、採掘の制限が実施されて以来、自らの生活費と生産のための諸費用を、主として藩の「御救渡」(前貸金)にたよらざるをえなくなっていた。採掘した石炭の全部を藩に抛出するのたいたし、その代金は冬季ならぬと支払われなかったから、藩から前貸金をうけるほかなかったのである。しかも、この前貸金には一割の利子が附加され冬季の支払から差引かれる現定であったから、実際には、前貸金が採掘者の工賃ともいふべき実情を呈したといわれる。<sup>(2)</sup>これは十七世紀のイギリスにおいて、のちに家内工業制度(Domestic System)と呼ばれるようになった制度のもとで、製造問屋(Merchant Manufacture)にたいたし前貸信用によって従属させられ、事実上の賃労働者に転落していった小手職人(Small Craft man)の場合に類似している。<sup>(3)</sup>

要するに「仕組法」は、封建的な身分的緊縛のもとで、石炭小商品生産の全面的な展開を制約すると同時に、生産者を急速に事実上の賃労働者に転落させたのである。くわえて、この藩営専売制度はすでにみたように、その胎内において、デ・ファクトとしての賃労働者の対極に、特権的に石炭販売権を獲得した一連の石炭問屋資本を生みだしつつあった。明治維新以後の鉱山解放は筑豊にかんしていえば、農奴として緊縛されたこの小生産者的な労働者と石炭問屋資本を解放し、さらには、石炭小生産の展開にたいする封建的制約をとりはらう意味をもつものであった。

## 2、藩営マニユ炭鉱における労働の性格

仕組法下における小生産を基礎とする炭鉱労働にたいし、三池・高島などの藩営炭鉱における炭鉱労働は、もちろん、より近代的な賃労働としての性格をもつものであった。

たとえば、三池炭鉱は、すでにみたように嘉永七年（一八五四年）には、坑口方九人、労役五〇〇人、うち採炭夫一五〇人、運搬夫三〇〇人、排水夫五〇人、監督三〇余人で、ツルハシ、鍬による採炭にたいし、その二倍の人員による運搬協業、筋肉による排水協業がおこなわれていた。これは、いわば原始マニユファクチュアの段階であり、より厳密には、大規模な資本制協業と規定すべきである。いづれにせよ、ここでの炭鉱労働が仕組法下の零細な小生産を基礎としたデ・ファクトとしての賃労働よりも、一歩すすんだ性格のものであることはあきらかである。また英国商人グラバーと鍋島藩の協定（慶応四年、一八六八年）により開坑された高島は、堅坑と蒸汽巻揚を装備して採炭、運搬、水揚、通風に分業され、当時わが国唯一のマニユファクチュア炭鉱であった。したがって、高島炭鉱における労働の技術的性格は、「仕組法」下における小生産、さらに三池に比してもより一歩近代的了だったといわねばならない。

さらに、「仕組法」下における小生産にたいする藩営マニユ炭鉱の労働の近代性格は、請負人・納屋頭による中間搾取・拘禁的な納屋制度を媒介としてではあったが、<sup>(4)</sup>直接生産者が一日いくらの形態で労賃を受取っている点にも認められる。たとえば、前出・嘉永七年、三池に雇用された「五百人の炭鉱労働者は採炭・運炭・排水、坑外事務に分れてそれぞれ分業をなし、各一人の賃銀は二百匁であつた<sup>(5)</sup>」とされている。したがって、藩営マニユの炭鉱労働は、仕組法のもので生活費用を含む諸費用を「山元御救済」として前貸され、零落させられた小生産者・事実上の賃労働者に比し、この面でも一段と賃労働の性格を強く刻印されていたということができ<sup>る</sup>。

ともあれ、仕組法のもとでも、あるいはまた藩営炭鉱のもとでも、封建的外被におおわれてであったが、近代

的・資本主義的生産関係は、国内市場の形成とともに拡大再生産されてきていたのであり、その発展をはばむ外被は、必然的に取り除かれねばならなかった。維新の変革によって限定づけられた「鉾山解放」は、すでにみられたわが国石炭採掘の二つの道すじにたいし、どのような具体的展望をあたえることになったか。これがつぎの問題である。

- (1) 遠藤正男「徳川後期筑豊地方における石炭鉱業の発展」、前出『九州経済史研究』三六一―三九頁。
- (2) 右同、三六頁。
- (3) モーリス・ドップ『賃金論』、氏原正治郎訳、新評論社、一三三頁。
- (4) たとえば、明治初期における炭鉱労働の苛酷さを示すものとして広く知られる三菱高島の「納屋制度」は、後述するように、すでに藩営時代から存在し、それを引継いだものである。
- (5) 『明治鉱業史・鉱業篇』七四―七五頁、(前出・遠藤一四四頁)。

## II 明治初期における石炭鉱業と炭鉱労働

### A いわゆる「鉾山解放」の意味

一八六八年の明治維新は、周知のように「上から」のブルジョア的な変革にとどまった。封建制社会の胎内において商品生産と社会的分業がすすみ、幕藩体制の末期には、農村における自然経済の解体、小経営ないしまニユファクチュアの展開がある程度みられたが(それは自生的なものというよりは藩営マニユを主導的形態とするものであった)、反対建勢力は、まだ「下から」徹底したブルジョア民主主義革命をおしすすめるだけの力量を蓄積しえていなかったのである。したがって、明治維新を契機として成立した絶対主義権力は、地租改正をつうずる本

源的蓄積過程の強行、農民層の分解、貨幣経済の浸透を背景としながら、「殖産興業」、すなわち「上からの育成」の途において、農工分離と国内市場の創出をおしすすめることになった。このような一般的規定は、もちろん石炭鉱業の確立と展開過程においても貫徹せずにはおかなかった。

明治二年、維新政府は太政官布告一七七号によって、旧慣より解放して自由採掘を許すという、いわゆる「鉱山解放」の基本的態度を宣言した。<sup>(1)</sup>これは、石炭鉱業に関していえば、前章においてふれた幕末における仕組法下における石炭小生産、藩営原始マニユ炭鉱の展開にたいして、それぞれを封建的統制から解放し、資本制生産への自由な発展を指示するものであった。もっとも、この宣言は廃藩置県によって藩権力の解体がすすむまでは空文にすぎず、<sup>(2)</sup>その実質は、明治五年の「鉱山心得書」、翌六年の「日本坑法」の発布によって保障されねばならなかった。<sup>(3)</sup>

明治六年、「日本坑法」は、わが国石炭鉱業の発展方向を規制したものととして、歴史的な意義をもつ。それは、何よりもまず太政官布告一七七号における鉱山解放の立場をひきつぎ、封建的諸統制を廃し、鉱物採掘への資本の自由な流入を保障するものであった。しかし、その鉱物採掘の自由は、地下資源にたいする絶対主義的な国家領有の宣言を前提するものであった。すなわち、同坑法はいう。「前に掲記せし物類（坑物）、凡日本國中ニ於テ発見スル者ハ都テ日本政府ノ所有ニシテ独リ政府ノミコレヲ採掘スルノ分義アリ」と（日本坑法、第一章坑物、第二款）。これは、私的な土地所有権の内容から地下の坑物の採掘権および処分権を、国が奪いとる意味の規定である。

「日本坑法」は、このように鉱山王有権の宣言を前提として、国は、まだ採掘されていない鉱物について、こ

それを掘採し取得する権利を賦与する権能をもつものとしてゐる。すなわち、「試掘ヲ作サント欲スル者ハ鉱山寮ニ願出許可ヲ得テ行フベシ」(第二章、第五條)、「開坑スル者ハ先ツ坑区ヲ得ベシ坑区ノ広狭ハ其適実ナル起業ノ目途に応ジテ之ヲ得シムベシ……凡借区開坑ハ鉱山寮ニ願出ベシ」(第三章、第九條)というわけであるが、このような機能を国がもちうるためにも、地下の土地にたいする国の所有、「国有化」が前提されねばならなかったわけである。

要するに、絶対主義的な性格をもつ資本主義的な政府権力は、日本坑法によって地下の土地所有を「国有化」することに、地上地主の「私的土地所有権」が、地下の土地と鉱物(露頭を含む)におよぶのをあらかじめ排除したのである。これは、先進的な資本主義国であり、石炭産業が全面的に発展したイギリスの鉱業立法の場合とは、あきらかに異なる。

イギリスでは、地上および地下を包括する「自由な私的土地所有権」が、封建制度の緩慢な解体過程のなかで、はじめにはヨーロッパの出現とともに生みだされ、それがやがて、エンクロージユアその他の圧迫的な手段によって、旧封建領主たちの大土地所有に転化される。そしてこのようにして確立された地上・地下を包括する私的な大土地所有が、石炭産業の資本主義的な発展とむすびつくことによって大土地所有者・借地資本家・賃労働者という三つの階級の関係を表現する資本主義的地代の典型的な形成を見るにいたる、という経過をたどっている。<sup>(4)</sup>イギリスのこの古典的な展開にたいする我が国の「日本坑法」の相違は、どのような社会経済的条件の相違からもたらされたものであろうか。

それは、ひとことでいえば、日本が、おかれて資本主義世界の競争場裡に登場せざるをえなかったという事情

に、かかわりあいをもつ。明治維新の変革によって日本が資本主義への道を歩みはじめたとき、世界資本主義はすでに、資本主義の最高にして最後の発展段階である帝国主義時代の前夜にあった。すなわち、主要な資本主義国は、集積された巨大な独占的資本力が、深刻な内部矛盾を植民地の再分割によって解決するために、世界市場と世界の戦場で生死をかけてあらそうような時代の前夜にあった。したがって、維新政府を占拠した国家官僚と軍部は、工場制工業の発達やそれに対応する鉱業資本の蓄積なしに、軍事的な意義をもつ鉄鋼、鉄道、造船などの諸部門を国家信用をテコとして早急に創出する反面、紡績・製糸など軽工業部門の育成・強化によって世界市場に対応し、さらにそれらのエネルギー基盤として急速に近代的な石炭鉱業の開発をはからねばならなかった。地下における土地と鉱物の「国有化」宣言は、このような要求にこたえるものであったといえることができる。

なぜなら、地下の土地国有によって石炭産業資本は、地主的土地所有にわずらわされることなく、地下の使用権と採掘・処分権を手に入れることができるし、さらに生産価格を超える価値の超過分を、鉱山地代として地主階級にあたえる負担をまぬがれることができるからである。維新政府は、その絶対主義的な、非民主的な強権によって、一片の布告をもって、地下の土地と資源にたいする絶対主義的な国家領有を宣言し、資本主義的な石炭生産に適應できる近代的な大土地所有制の未発達という条件を、乗りこえようとしたのである。<sup>(5)</sup>

それでは、こうした維新政府の日本坑法による「鉱山解放」、すなわち鉱業における「原始的蓄積」過程の権力的な開始は、幕末においてすでに展開しつつあった藩営原始炭鉱マニユ、「仕組法」下の小生産にたいし、資本主義的石炭生産の道すじをどのように切りひらくことになったであろうか。そこでは、一方に、藩営炭鉱の官収・官営による近代的な大炭鉱の整備、その早急な民間払下げによる特権的な産業資本の育成がすすみ、他方に

は、石炭小生産の自主的な発展とその石炭問屋資本への従属過程が進行することになった。

(1) 明治二年二月二〇日、維新政府は「駿河以東十三国府諸県ニ令シ庶民ノ鉱山事業ヲ出願スル者ニ速ニ許可ヲ与ヘシム」(「太政類典」第一編九五巻)る趣旨を以て、これまで幕府および諸藩の統制に服して、山師等一定の資格あるものに對してでなければ容易に許可されなかつた鉱山の開採を、ひろく一般私人に解放する「行政官布告一七七号」を發した。

「一、鉱山開拓之儀ハ其地居住之者共故障筋無之候ハハ其支配之府藩県へ願出之上掘出不苦候府藩県ニ於テモ旧習ニ不泥速ニ差免可申事 但是迄掘來候分共都而鉱山司へ府県藩ヨリ可届出事(以下略)」

(2) 木下悦二「日本の石炭鉱業」、日本評論新社、四頁。

(3) 明治五年の「鉱山心得書」は、全文五項目からなる簡単なものだが、「鉱物ナルモノ都テ政府ノ所有トス」という、いわゆる鉱山王有権の宣言とともに、翌六年「日本坑法」いらい今日にいたるわが国鉱業法制の基本原理のいくつかを包含している。もつとも、明治六年の「日本坑法」の直前になぜ「鉱山心得書」が發せらねばならなかつたについては、必ずしも明かでない。「鉱業権の研究」の著者石村善助氏は、後述高島炭鉱の場合にみる如く、鉱山における外国人の参加を拒否するための法上の根拠を早急に得たいという政府当局者の意向が、心得書を急いで發布させたのではなからうかと推定しておられる(同書、七六頁)。

(4) 堀江正規「炭鉱合理化と労働者階級の立場」・季刊経済五号、三二頁。

(5) 「地下の土地国有は、石炭産業資本と地主的土地所有の矛盾を解決する、かなり広範な可能性をつくりだす。これによつて石炭産業資本は地主的土地所有(とくに零細な地主的土地所有)にわざらわされることなく、地下の使用権と採掘・処分権を手に入れることができるし、さらに生産価格を超える価値の超過部分を、鉱山地代として地主階級にあたえる負担をまぬがれることができる。だから資本主義的な石炭産業の後進国には、石炭産業資本と地主的土地所有との間の矛盾を解決する方法として、地下の土地の事実上の国有制、または法文上明確な国有制をとつた事例が少くない。(たとえば、一八五四年のオーストリア、一八六三年のプロイセン、一八六八年のスペイン等)。

明治維新政府による地下の土地所有の「国有化」がこのような系列の模倣であることは、すでに定説となっているが、その場合、問題の「解決」をこのような方向にむけるうえに作用した有力な条件として、さらに、明治維新政府の絶対主

義的、非民主々義的な強権、イギリスにみられるような、資本主義的な石炭生産に適應できる近代的大土地所有制の未発達などがあつたことを想起すれば、事態はいちそうあきらかになるにちがいない。（前出・堀江論文、季刊経済五号、三三頁）。

## B 官収・官営炭鉱におけるマネ形成と賃労働

### (1) 藩営炭鉱の官収・官営とその払下げ

#### 1、高島炭鉱の場合

明治五年二月、鉾山絶対王領宣言（鉾山心得）にもとづき工部・大蔵両省の商議は、全国の鉾山を三等にわかち、第一等は工部省直営、第二等は地方庁管理、第三等は土民開鑿の方針をきめた。石炭山については、「仕組法」下の小生産は土民開鑿の自由掘として解放されたが、三池・高島は第一等石炭山して官収され官営にうつされた。もちろん、これら藩営炭鉱の官収は、激しい利害の対立をふくんでいた。しかし、維新政府を構成する絶対主義官僚は、それを権謀と強制によって実現したのである。

すでにふれたように高島炭鉱は、佐賀鍋島藩とグラバー商会との合弁経営による維新当時では唯一の近代的炭鉱であつた。<sup>(1)</sup>すなわち、蒸汽機関による坑内捲揚運搬、坑内通気設備をもち、それらの技術的条件を基礎に、慶応四年（明治元年、一八六八年）には一五〇尺の堅坑を開鑿、さらに明治四年には一三八尺の堅坑を開鑿していた。しかし、鍋島藩とグラバーの提携は、長崎の外国船へ石炭を売りこみ利潤を獲得するという共通の目的をもちながらも、その契約は完全に植民地的な買弁契約であり、売上げ利益からまずグラバー提供の諸設備を償却したうえ、残りを折半とするというものであつた。この買弁的条件が、「殖産興業、富国強兵」を呼号する絶対

主義官僚を刺激し、強引な官収をすすめさせることになったが、これは、旧鍋島藩やグラバー商会の利害と激突せずにはおかなかった。

維新政府と絶対主義官僚は、明治五年の「鉾山心得」、同六年の「日本坑法」にさきだち、当初から外国人の鉾山採掘権を否定する方針をとっていた。<sup>(2)</sup>したがって、すでに明治三年秋には高島炭鉱の合弁経営について、政府と佐賀鍋島藩との間に物議が生じており、これにたいし佐賀藩としては、グラバーを藩の使用人とするにことよって圧力をかわそうとしている。翌明治四年七月の廢藩置県にあたり、佐賀藩は藩営を純然たる民営に切り替えることにより官収をまぬがれようとしたが、逆に政府は、佐賀藩に肩替りしてその権利義務を継承すると宣言、高島炭鉱官収へ一步を踏みだしている。この官収の方針は、明治五年発布の「鉾山心得」が外人の鉾山採掘権否定を明示し、同六年の「日本坑法」が外国人との共同企業を許さずと規定し、また名義上は共同企業ならずとも実質上利潤の分配を受くる者は共同企業者とみなすと断定するにおよび、法的裏づけをもつにいたった。こうして明治七年一月、政府は、グラバー商会にたいしてはその出資額に想定利益を加算し、洋銀四〇万弗という巨額の補償を致して、高島炭鉱の官収を実現した。<sup>(3)</sup>旧藩にたいしてはいわば一片の布告による強制的接収、外商にたいしては洋銀四〇万弗の補償という、この高島炭鉱の官収過程には、幼弱な維新政府のマキアベリズムが集中的に表現されている。

地下の土地と鉱物資源の「国有」化宣言による藩営炭鉱の没収と官営への移行は、それが国家による「上から」の早急な石炭産業資本の蓄積を主要なねらいとする以上、もちろん石炭生産の基本的な生産手段が国民の手中に帰したことを意味しはしない。それは、官営炭鉱を官僚と政商の手に特権的に投げあたることを初めから予想

したものであった。すなわち、高島炭鉱の場合、官収した明治七年の十一月には、早くも後藤象二郎（三菱、岩崎弥太郎の郷友）に五五万円で払下げられている（即金二〇万円、残額七年賦）。しかも後藤は、この払下げ代金を調達するために英系資本ジャーディン・マヂソン商会の融資を受け、合併経営契約を結んでおり、<sup>(4)</sup>維新政府は日本坑法違反を見すごす態度さえとっている。その後、高島炭鉱は、周知のように明治十四年、後藤の経営から三菱の手に移った。これは、後藤が同鉱の経営に失敗、マヂソン商会からの借金元利が一二九万円にのぼり、高島を担保に三菱商会から一五〇万円を借り、担保流れになったためである。<sup>(5)</sup>かくて、旧官営炭鉱高島は、その後、三菱財閥の蓄積基盤として永くドル箱としての地位を占めることとなる。

なお、高島の出炭は、後藤に払下げられた明治七年で六九、四五八トン、価額三七五、八六一円、<sup>(6)</sup>三菱が譲渡をうけた明治十四年（明治十三年七月―十四年六月）には二三四、八三九トン、<sup>(7)</sup>いぜん本邦最大の炭鉱であった。

## 2、三池炭鉱の場合

高島炭鉱における官収が、外商の圧力を含むがゆえに維新政府の強権が一定の制約を受けたのにたいし、三池炭鉱の官収はいっそう権力的であった。三池三山、すなわち、稲荷山、平野山、生山は柳河藩と三池藩の併業するところであったが、三池藩生山と柳河藩稲荷山とは相接し、幕末から明治六年にかけ紛争のたえまがなかった。維新政府は両者が官に調停を乞うたのを機としてこれに介入、わずか四万円の補償で三山を官収、合併して三池炭鉱とし官営に移したのである。<sup>(8)</sup>

もっとも三池炭鉱は、官収後も、開坑の方針が確定せず、明治六年から七年にかけては、再び民営に移すべしという議さえあった。先にふれたように三池は、嘉永七年（一八五四年）には労役五〇〇人を擁する大経営であ

つたが、維新後も、高島のように蒸気機関による坑内捲揚運搬、坑内通気設備など近代的炭鉱としての技術的条件を整備しえておらず、いぜん大規模な資本制単純協業の段階にとどまり、出炭の相対的停滞がみられたからである。しかし、明治八年、稲荷山岩戸坑が開坑され、通気・排水坑の整備のうえ、同九年末、赤羽製作所の排水ポンプが完成、深さ八〇尺、排水一〇〇万石にして一丈四尺の新炭層を発見するにおよび、三池炭鉱の隆盛の基礎が固まることになった。<sup>(9)</sup>

官営三池炭鉱の三井への払下げは明治二十二年で、高島の民間払下げよりは大分おこなわれている。維新政府は基本的に固定資本の投下完了をまつて三井へ払下げたわけだが、三池炭鉱と三井のつながりは、すでに明治十年工部卿伊藤博文が三池炭の中国輸出を企て、三井物産にたいし手数料二・五％・利益折半の条件で一手販売権を与えたときにはじまっている。外国船焚料として上海を中心とした三池炭の輸出は、政府の手厚い輸出奨励策と三池炭の低コストにささえられ、イギリスのカーディフ炭を駆逐する勢いで伸び、明治二〇年には年間輸出二〇万トンに達した。<sup>(10)</sup>この特権による石炭輸出が、三井資本の蓄積を強力にすすめたのは、いうまでもない。輸出の伸張にともない、三池炭鉱の本格的な整備もすすみ、ポッター、ゴットフレーなど外人技師の協力のもとに、出炭は、明治七年六三、二七四トン、十四年（明治十三年七月―十四年六月）一七二、七〇一トン、二〇年には約三〇万トンに達している。<sup>(11)</sup>

しかし、この三池炭の中国輸出市場への進出は、英国炭を圧迫しただけでなく、いち早く長崎の外国船焚料から中国市場に乗り出し、輸出依存度を増大してきた三菱高島炭鉱にとっても重大な脅威であった。こうして、三菱は、外相大隈重信を樹立し猛烈な三池払下げ運動をはじめ、これにたいし三井もまた長州藩閥をおしたてて払

下げ運動をおこしたから、黒字のドル箱炭鉱として払下げを渋っていた政府も、明治二十二年、三井物産との一手販売契約が切れるのを機に、ついに一般入札による払下げに踏みきらざるをえなくなった。しかし、他の官業企業の払下げの場合とちがって、三池では指名入札によらず一般入札の方法がとられ、払下げ反対派の大蔵卿松方正義は、入札の最低価格を四〇〇万円と規制した。これは、一方に、三井、三菱のはげしい競合があり、他方に、政府内部にも年々巨額の利益をあげる三池炭鉱の民営化に反対する声も強かったからである。したがって、入札の最低規制価格四〇〇万円も、その評価は、政府が三池炭鉱に投じた資金（明治六年七月—二〇年三月の興業費約八〇万七千元）を基準としたわけではなく、明治二〇年の利潤額を資本還元してえた金額<sup>12)</sup>であって、いわば、政府は「創業者利得」を要求したのである。これは、当時の官営事業払下げ価格としてはいちじるしく高い指示であったが、けっきょく三井物産が三井銀行の融資をうけ四五万五千円で落札に成功した。三井としては、三池炭を喪失することは、十数年にわたり築いてきた極東市場での地位を一挙に放棄することを意味したから、無理にでも落札をよぎなくされたのである。

しかし、三池炭鉱が三井にとってはけっして高い買物でなかったことは、その後の歴史的事実がこれを証明している。三菱高島が三菱財閥のドル箱となったように、三井三池は三井財閥の蓄積を支える基盤となった。三池炭鉱は、一丈五尺の炭丈と有明海底に拡がる遼大な鉱区の独占を基礎に、明治期をつうじて上海市場、香港市場に三池炭の独占的地位をきつきあげ、三井物産を先頭とする三井資本の東洋市場における活躍の足場を提供したのである。

要するに、以上から明らかなことは、藩営炭鉱の官収・官営政策は、維新政府の政治権力を固める手段として

とられたことはもちろんだが、より基本的には、政府の危険負担によって、近代的な炭鉱を移植し、その定着とともに、鉱山地代の収取なしに広大な鉱業権とあわせて、政商資本に投げあたえる政策にほかならなかった。ここには、わが国石炭鉱業における資本制生産確立の「上から」の経路がみられ、これと対照的に、筑豊を中心として、「下から」の資本主義的石炭生産への胎動が、遅々としてではあれ進みはじめるのであるが、この面についてはまた後述する機会があろう。

(1) 高島炭鉱の合併経営については、江頭恒治「高島炭鉱に於ける旧藩末期の日英共同企業」、『経済史研究』一三巻二号、昭和十年、参照。

(2) たとえば、「日本坑法」は、「日本の民籍タル者ニ非レバ、試掘ヲ作シ坑区ヲ借り坑物を採掘スル事業ノ本主或ハ組合人ト成ルコトヲ得ス」(第一章第四条)と規定し、いわゆる本国人主義をとっている。本国人主義は、「殖産興業、富国強兵」の立場から、外国人の経営参加・権利取得を阻止する目的をもつもので、従って外国人技術方の雇入には本原則はもちろん適用されなかった。

(3) 「工部省沿革」一一八頁、高島炭山の項。

(4) 「竹内綱自叙伝」、『明治文化全集』第二二巻四三八頁。

(5) 「工部省沿革報告」『明治前期財政経済史料』集成第十七巻一一二〇頁。

(6) 洋人ポッター報告書前文(福岡県上申)、前出、正田論文による。

(7) 農商務省地質調査所刊、明治十七年報第一号(『東京経済雑誌』三三三三号による後出、第1表参照)

(8) 幕末安政五年には当事者間に一応協定が成立して稼行がつけられたが、明治五年再び紛争が生じた。そのため同年四月所管庁たる三潞県は、新稼行を禁止「東西熟談して争端を開かざるようにと命じ、一方には工部省に上申して官吏を派遣して実地を検査せしめ、後米之が良法を立てられんことを請うた。」工部省は調査の結果、「一山両主の争議は到底解決の見込なく寧ろ之を没収して官業に移すの良策なると察し、三潞県に令して官山と為す旨を達した。」(『男爵団琢磨伝』上巻一一三頁)。

- (9) 正田誠一「筑豊炭鉱業における産業資本の形成」『九州経済統計月報』、昭和二七年二月号、三頁。
  - (10) 木下悦二『日本の石炭鉱業』七頁。
  - (11) 前出（註）6、7、参照。
  - (12) 『東京経済雑誌』五四二号、五八八号。
- (2) 三池炭鉱における囚人労働と高島の納屋制度

1、日本資本主義の「原始的蓄積」過程の特徴

明治維新政府は、帝国主義時代の前夜という世界史の段階をまえに、強権をもって近代産業の上からの移植をすすめ、産業資本の「原始的蓄積」を援助した。藩営炭鉱の官収とその政商資本への払下げは、その最も露骨な形態であった。しかし、資本制生産の発展のためには、一方における資本の蓄積と、他方における自由な賃労働者の存在が前提される。しかるに、明治七年（一八七四年）の地租改正、すなわち、維新政府の「原始的蓄積」政策は、多数の自由な賃労働者を一挙に創出することにはならなかった。なぜなら、地租改正など一連の改革は、農村の封建的関係を一掃せず、むしろこれを再編成するものであったから、その後の農民層の分解も著しく歪められたものとなり、かえって封建的な寄生地主制が形成されることになったからである。その結果、生産手段たる土地を喪った農民も、自由な賃労働者としてよりは、むしろ小作農民として、あるいはまた下半身が農村に緊縛された労働者群として創出されたからである。この点につき、平野義太郎氏の古典的著作「日本資本主義の機構」は、つぎのように指摘している。

「すでに、地租・町村税の過重、一般物価騰貴の下に農家計を営まねばならなかったから、資本の本源的蓄積の下におけるわが大多数の過小農土地所有は、毫も農業それ自身の発達に対してただちに経過点となることなく、

むしろこの過小農土地所有形態は、ブルジョアの商品生産・商品流通・資本の本源的蓄積過程において、農家計をして、労賃部分を全く極めて低く評価してもなほ欠損たらしめねばならなかった。<sup>(1)</sup>」

「ここにおいて、……農家計のマイナスを補うために、彼らは直接に再生産に必要な生活資料および生産手段からの控除部分を以ってするか、さもなければ、直接に土地その他の生産手段を抵当として負債するか、そのいづれかをとらねばならなかった。かくして、その第一の場合は、ただちに再生産の基礎を縮少して、漸次、自作農をして、さらに一層の土地の細分化をなし、みづからは自作兼小作に転落せねばならなかった。その第二の場合には、やがて耕地を抵当流れとして高利貸に兼併させ、或は、土地売買自由の原則の下にただちに大地主に兼併させ、或は地租不納による耕地の公売処分・官没を受けることによって、みづからは純小作人に又はプロレタリアートに転化せねばならなかった。と同時に、どうかして耕地を手放すまいとする零細土地所有者の必死の努力と純資本主義未発達による工業人口の収容不納とは、ますます農村社会の階級分化を内攻的に複雑化させ、耕地の微小化細分化を極限まで進行させ、又、潜在的過剰人口をますます多くして、農村内部では生活補充のための副業、一時的、季節的の出稼、農業賃労働を発生させた<sup>(2)</sup>」。

このような寄生地主的土地所有制の形成と賃労働創出の歪みは、明治政府が育成せんとする近代的生産様式の工場、鉱山における労働の確保を困難にせずにはおかなかった。とくに辺境地域に存在し、かつ千数百名をこえる地下労働者を確保せねばならぬ三池や高島など官営炭鉱では、労働力の不足が緊急の問題であった。この困難を解決したのは徴役囚の使役であり、納屋制度であった。

### 1、三池における囚人労働

三池における囚人労働の利用は、明治六年の官収直後、まず三瀧県徴役囚を使役したのにはじまる。その後、「其使役大なるを以て尚近県の囚徒を使用せんと欲し、之を各県に照会せるにこれに应ぜず。独り福岡県のみこれを承諾」（明治八年四月）、つづいて明治十一年には長崎県、十四年には熊本県の囚徒も動員された。<sup>(4)</sup>さらに明治十五年には、事業の拡張に際し、「炭山近傍ノ人民ハ農事間隙ノ時ニ在ラザレバ坑業ニ服スル者ナク周年ノ営業時々差支ヲ生ズ」という状況から「彼は熟慮候処即今囚徒二千程度募集使役ノ外ニ術策無之」<sup>(5)</sup>ということになり、翌十六年には炭鉱の近傍に集治監を設け、中国、四国、九州各県の囚人を集め、使役させるようになった。経済外的な権力的統制によるこの地下の囚人労働が、いかに劣悪な労働条件におかれたかは、三池において明治十六年および十七年と二回にわたった坑内における絶望的な暴動がそれを指標する。明治十六年九月二十一日夜の大浦坑の暴動・坑内放火事件についていえば、熊本県の囚徒九名が「曩ニ受取リタル灯心ノ数量稍定分ヨリ寡少ナル旨ヲ以テ詰所二名ノ吏員ニ対シ頗ル苦情ヲ演ル」も、これが拒否されたことに端を発し、「囚徒等ハ該詰所ノ板張ヲ破毀シ諸帳簿ニ数多ノ蘘菔ヲ累積シテ之ニ油ヲ注キ直ニ火ヲ放チタルヲ以テ猛火焰々須臾ニシテ近方炭柱ニ延焼シ溝坑ノ濃烟近ツクヘカラサル」状態となったと記録されている。

その結果、当日の「使役人員福岡県囚徒六十名、長崎県囚徒四十一名熊本県囚徒七十七名及良民式百拾七名合計三百九十五名と使役馬式拾六頭」のうち、「常民坑夫式拾式名囚徒式拾四名馬十三頭」が「火烟ニ阻絶セラレ」て、犠牲となった。つまり彼等囚徒は、非組織的な絶望的な斗争をやったわけだが、その原因として、当時の官側の文書でさえ次のように指摘せざるをえなかった。「斯クシテ囚徒等ノ該坑放火ノ目的タル果シテ何レニアルカ確認スルニ由ナシト云ヘドモ決シテ逃走ヲ企テ吏員ニ暴行ヲ加ヘンガ為メニセシモノニ非ラサルベキヲ信セリ。

想フ、彼等全坑ヲ灰燼ニ帰セシメテ永ク坑内の苦役ヲ免レントスルニアルヲ境実ニ暴悪ノ所業モ亦甚シト云フヘシ」(傍点、引用者)。(5)

この明治十六年の三池に就いての記録は、良民ないし常民坑夫を補充するものとして、囚人労働がほぼ六対四の割合で使われていたことを示しているが、明治三十一年(一八九八年)にいたっても、坑夫三千名のうち、一、二一〇名は囚人であつた。(6)

## 2 高島における納屋制度

ところで、三池とならぶいま一つの官収炭鉱、高島では囚人労働はみられなかったようであるが、僻地にあつて労働力の調達が困難なうえ、困難な地下労働であるという事情のもとで、その幕末開坑の当初から親方制度の典型である納屋制度が発展していた。「高島炭坑々夫取扱手続」(明治二十一年八月)にいわく、「納屋頭ハ旧来ノ慣習ニシテ、抑々、明治初年旧佐賀藩坑業ヲ盛ンニセシ時、坑夫数百名ヲ募集シ、初テ納屋頭ヲ置キ、坑夫ノ取締リヲナサシメ、之ヲ統轄スルニ受負人ヲ以テス。蓋シ、受負人ハ当時ニアツテハ炭鉱ノ指図ニ従ヒ、採炭・修繕等都テ坑内ノ事業ヲ負担シ、納屋頭ヲシテ坑夫ヲ使役セシム。明治七年ノ冬、炭坑ヲ鉱山寮ヨリ後藤氏ニ引渡セシ時モ、従来ノ慣習ニヨリ、依然同様ノ取扱ヲナセリ。明治九年ニ至リ、受負人ニ多少ノ弊害ヲ生ジ、為ニ之ヲ廃シ、更ニ納屋頭ヲ直接ノ請負人トナシ、爾来今日ニ至ルマデ其ノ慣習ヲ存シ、多少ノ改良ヲ加ヘ継続セリ」と。

高島炭鉱の納屋制度は、このように藩営・官収時代にすでに創設され、後藤時代、三菱時代と引きつがれてきていたが、それは誘拐同様の雇入、強制労働、逃亡防止のための苛酷な私刑制度、露骨な中間搾取と「債務奴隷」

化など、文字どおり監獄部屋そのままの拘置的勞役制度であった。その「慘状」は、明治三年(一八七〇年)、「日雇賃値下ニ及候ヤ卷立(坑内勞務者) 凡三、四百人之者共浜辺へ屯集、夷人部屋器械場等乱暴ニ及逃去旨申合せ、一騒動あつたのを始めとして、明治六年、一一年、一三年、一六年と相ついで暴動が発生していることによつても推定される。だが、とくに明治二十一年、雜誌「日本人」誌上に松岡好一「高島炭鋸の慘状」なる探查記録が公表されたのを機に、いわゆる「高島炭鋸問題」をめぐる諸論議がまきおこるに至り、あいついで納屋制度における庄制の実態が暴露された。

「納屋頭ハ各地方ノ博徒其ノ他ノ者ニ依頼シ、殆ンド誘拐同様ノ手段ニテ雇入レタレバ、目下本坑ニ従事スル坑夫ハ皆其ノ姦計ニ陥リタルコトヲ悔ヒ、悲憤激昂セザルモノナン。例セバ昨年七月中誘拐セル二百余名ノ坑夫ノ如キ、同上ノ手段ニシテ京阪地方ノ悪漢ニ依頼シ、九州鉄道又ハ佐世保等ニ要スル人夫ト称シ、偽瞞シテ高島ニ携ヘ来リシガ如キ是也。……然ルニ請負人乃チ納屋頭ト称スル数人ノ者等、斯ル不正ノ手続キニテ携ヘ来レル坑夫ヲ分割シ、各自其小屋ニ留メ置キ、非常ノ労働ニ服役セシメ、炭坑社ハ其賃銀ヲ直接ニ坑夫ニ贈与セズ、納屋頭ニ下附スルコトトシ、坑夫中ヨリ炭坑社ニ苦情ヲ訴フルヲ許サザル也」。

「坑夫の就業時間は十二時にして、三千の坑夫を大別して昼の方夜の方となし、昼の方は、午前四時に坑内に下り、午後四時に納屋に帰り、夜の方は午後四時に坑内に下り、翌日午前四時に納屋に帰る。其坑夫が十二時間執る処の勞業苦役は、先ず第一に坑内一里二里の所に到り背丈も伸びぬ炭層間を屈歩曲立し、鶴嘴地雷火棒等を以て一塊二塊と採炭し、之を竹籠に盛り、重量十五六貫乃至二十貫なるを這へるが如く忍ぶが如く、一町二町と担ひつつ蒸汽軌道に運ぶなり」。しかも、「斯る驚くべき境界に斯る労働を為すにも拘はらず、炭坑舎の規則と

して、分秒の休憩をも与へず、小頭人繰をして採炭の個所を巡廻せしめ、少時を怠る者あらば、携帯の混棒を以て殴打苛責せり。……又坑夫中過度の労働に堪へずして休憩を請ひ、或は納屋頭人繰の意に逆う者ある時、見懲と称して其坑夫を後手に縛し梁上に釣り揚げ足と地と咫尺するに於て打撃を加へ、他の衆坑夫をして之を觀視せしむ。又坑夫あり、坑業に堪えずして脱島を図り、事成らざして海岸取締員若くは人繰の手に捕えられるや、海岸取締員人繰は其脱島未遂の坑夫を懲戒するに、或は蹴り或は倒し、或は釣り、其の苛責の残酷なる苟も人情を具備する者の為し能はざる処なり<sup>(10)</sup>。

「而シテ是等坑夫ノ需要スル物品ハ、何品ニ限ラズ、凡テ納屋頭ノ手ヲ經テ炭坑社ヨリ購入セザルベカラザル規則ニテ、其価値ハ通常ノ相場ヨリ大概三割乃至五割ヅツ高値ニ売付ラルル其上ニ、納屋頭ヨリ若干ノ口錢ヲ貧ラルノ故ニ、一日ノ飯料拾式錢位ニ上リ(註、彼ら坑夫の當時通常の賃錢は、平均十四、五錢)、且ツ坑夫等ハ其日々使用する鶴嘴雁爪等諸機械を購求シ、其他納屋賃、油料、湯錢、草鞋等も自弁セザル可カラザル規則ナレバ、如何ニ勉強スル者ト雖ドモ其賃銀ハ納屋頭ヨリ毎年二回ニ受取レドモ(モットモ納屋頭ハ炭坑社ヨリ毎年四回に分ケテ受取ル)、唯其負債額ノ増加ヲ示サザルマデニテ毫モ所得ナク、如何ナル坑夫ト雖ドモ一旦茲ニ來レバ必ラズ千円内外乃至五十円ノ負債ナキハナン。偶々其ノ中ノ非常ノ坑夫アリ、儼シ非常ニ労働シテ此負債ヲ弁償セント計ルナレバ、納屋頭ニテ之ヲ悟リ、忽チ其坑夫ヲ至難至苦、坑中ニ移シテ其目的ヲ達スル能ハザラシム<sup>(11)</sup>。

以上の実態報告にみるように、明治初期にみる高島の納屋制度は、「高島炭坑の坑夫募集と聞けば、如何なる窮民と雖も、之に應ずるもの一人もあらざる」ほど苛酷な、文字どおり『監獄部屋』的労役制度であった。なお、このような労役制度は、当時の三池炭鉱についてはその資料をみることができないが、囚人労働者さえ長く投入

せざるをえなかった三池においても、いわゆる「良民坑夫」をもふくめてすでに同様の労役制度が発展していただろうと推定することは、つぎにふれる納屋制度の性格規定Ⅱその成立の条件についての論及からしても、充分に根拠のあることだといわねばなるまい。

- (1) 平野義太郎『日本資本主義の機構』五〇―五二頁。
- (2) 右同、五二頁。
- (3) 工部省沿革報告および高野江基太郎『筑豊炭鉱誌』附録三池炭鉱による。
- (4) 『法規分類大全』第一編。
- (5) 以上、明治十六年の三池炭鉱四人暴動事件については、『日本労働運動史資料』第一巻七六頁。
- (6) 高野江、前出書。
- (7) 「高島炭坑々夫取扱手続」、大山敷太郎『炭鉱労働と親方制度』一六一頁。
- (8) 「高島石炭坑記」、隅谷三喜男『日本労働運動史』十五頁。
- (9) 吉本讓「高島炭坑々夫虐遇の実状」、『明治文化全集』第二巻、社会篇一〇頁以下。
- (10) 松岡好一「高島炭鉱の惨状」、『明治文化全集』第二巻、社会篇三六頁。
- (11) 前出、吉本讓論文。

### 3 納屋制度の性格規定と成立の条件

ところで、この高島に典型的にあらわれた『監獄部屋』的労役制度つまり初期納屋制度は、その後、明治二〇年から三〇年にかけて、筑豊石炭鉱業における産業資本の形成が進み、近代的な大規模炭鉱が形成されるなかで、ひろく石炭鉱業における納屋制度として継承され定着していった。その意味で、高島の初期納屋制度は、石炭鉱

業における納屋制度の「原型」としての意味をもつ。したがって、筑豊における納屋制度の成立と解体過程については改めて別稿で論ずるとしても、この官営・民間払下げ炭鉱における納屋制度の性格・その成立の必然性に就いて、ここで一応その本質をあきらかにしておく必要がある。

先ず前出の実態報告によれば、納屋制度は、およそ次の四つの機能を果したといえる。第一に、避地の地下労働にたいし多数の労働力を確保するための機能。すなわち、納屋頭は血縁・地縁をつうじ、嘘言や「殆ント誘拐同様ノ手段」で坑夫を募集、前借金・身体的自由の拘束をもって、その機能を果した。第二に、作業請負の機能。納屋頭は、採掘作業を請負い、その作業を配下の坑夫に割付け（ばんわち番割）、彼自ら又は配下の人線（ひとぐりひとぐり）を役使してその指揮監督にあたる。彼の指揮監督権は鉱業資本（三菱）にたいし相対的独自性をもつが、それは絶対的なものではなく、作業の基本的な点は三菱資本の決定するところであり、納屋頭も現場係員の指揮監督を受ける。第三に、第二の作業請負の機能から必然的に賃金管理の機能が生み出される。すなわち、納屋制度のもとでは、坑夫全体にたいする請負賃金額は一括して納屋頭に支払われ、納屋頭は、作業個所の割り当て（ばんわち番割）を通じて個々の坑夫の賃金決定権を掌握している。<sup>(1)</sup>この賃金決定の権利は、納屋制度における坑夫支配の基礎であり、暴力的支配がそれを補充する。また納屋頭による坑夫賃金等の一括受取は、いわゆるピンハネを公然化する。第四に、坑夫の日常生活に対する管理機能。前貸、賄費、日用諸品の貸与が坑夫を緊縛するテコとなり、中間搾取の源泉となるのみならず、納屋頭の日常生活への干渉が鉱業資本の支配にたいし、緩衝地帯・安全弁として機能する。

それでは、このような諸機能をはたした納屋制度の性格は如何。納屋制度の重要な特徴は、右の諸機能をつう

じて、納屋頭が外見上は坑夫の雇用主としての地位にたっていることである。しかし、納屋頭はもちろん本質的には雇用主ではない。主要な生産手段はたとえば三菱が所有し、納屋頭じしんは、簡単な道具類を生産手段として所有するにすぎない。また納屋頭の賃金決定権にしても、それはあくまでも鉱業主である三菱が決定した請負賃金単価のワク内のことにすぎぬ。だから、このばあい本質的には、雇用主 $\parallel$ 産業資本は三菱であり、納屋頭は資本家と労働者との間に巣くう中間搾取者にすぎず、坑夫の剰余労働は産業資本たる鉱主 $\parallel$ 三菱が収取する。納屋制度は、産業資本に包摂された、中間請負制度であると規定することができる。<sup>(2)</sup>しかも、それは請負人的性格をもつとはいえ、その後わが国の石炭鉱業において展開する、鉱業権を慣行により賃借し、自らの生産手段で採掘を行なう斥先炭鉱業者や、問屋から資金や生産手段を貸与されつつも、その管理は自ら行う問屋制マニユ炭鉱の業者とは本質的に異なる。

それでは、このような性格をもつ納屋制度はどのような条件のもとで成立してきたのであろうか。この点については、先に、一方で明治維新の性格に規制された寄生地主的土地所有の形成と賃労働創出の歪みにもかかわらず、他方に多数の地下労働者を僻地において確保せねばならなかった条件が、不可避免的に『監獄部屋』的納屋制度をうんだと書いた。たしかに、それはすでに広く指摘されてきたように、納屋制度成立の一斑の条件である。しかし、それだけで石炭産業資本に包摂された中間請負制、すなわち納屋制度の成立根拠を説明することはできない。<sup>(3)</sup>なぜなら、あらゆる労務管理の形成がそうであるように、納屋制度もまた、当時の官営・私下げ炭鉱における労働の技術過程に照応する搾取形態として、内的必然性をもって成立したとみななければならぬからである。

すでにふれたように高島炭鉱・三池炭鉱では、外人技術者と蒸汽機関の導入によって、排水や堅坑の捲上げは動力化されていた。しかし、採炭は単丁切羽の先山―後山編成であり、それ以外の基本的な生産点である掘進・仕繰などもふくめて、労働用具はツルハン・ヨキ・ノコギリ程度で、せいぜい火薬力に依存したにとどまる。さらに、切羽から運搬水平坑道ないし堅坑捲揚げまでの石炭運搬もまた、人力に依存していた。つまり、当時の高島・三池の主要な労働過程はいぜん手工業的段階にとどまっていたわけで、このように資本がまだ十分に労働過程を実質的に包摂しえないでいる条件こそ、納屋制度のごとき前近代的労働組織を成立させた内在的要因である。それはなぜか。

まず労働過程が手工業的段階にとどまるかぎり、採掘作業の速度は、主として労働者じしんの作業意欲・作業意志に依存する。かかる場合、労働を刺激するためにとりうる手段は、出来高払賃金であり、人身的統轄 $\parallel$ 監督の強化である。しかるに出来高払賃金は、周知のように階層的に編成された搾取および抑圧の制度の基礎となり、資本家と労働者の間への中間請負人の介入を容易にする。くわえて、狭隘な分散された切羽や箇所における地下労働では、資本としては労働者にたいする強力な人身的統轄を必要とするものの、直接的な指揮監督には、老大な費用支出が不可避であり、むしろ、中間請負人を介在させ、これによって監督の強化をはかることの方が有利である。かくてマニユファクチュア的性格に基礎をおく初期の炭鉱では、一般的に納屋制度のごとき身分的拘束の制度が生まれることになる。

もっとも、わが国の高島炭鉱初期における納屋制度は、文字どおり「監獄部屋」となぞらえられるような特別に苛酷な奴隷的制度であった。その点では、それは、まさしく日本主義形成の歴史的條件によっては特殊的に規

定されたものである。

(1) 炭鉱賃金は、もともと請負賃金制であるから、どのような作業箇所を割当てられるかということ、つまり、仕事のやりやすい硬のすくない良好な炭層を割当てられるか、それとも仕事のやりにくい労多き箇所を割当てられるかによって、手取賃金が左右される。したがって、納屋頭は作業箇所の割付によって、個々の労働者の賃金を左右することができ、その点で労働者は納屋頭に従属させられる。当時の採炭現場(切羽)の技術的水準は、後年の長壁式ではなく、先山・後山の個人請負だから、割付の如何は、賃金に決定な影響をあたえたはずである。(後年の長壁払においても多かれ少から割付の如何は、賃金に影響をおよぼし、労働者支配の物質的基礎となった)。

(2) 二村一夫「足尾暴動の基礎過程―「出稼型」論に対する一批判」法学志村 VOL. LVII, No. 1 五八頁。

(3) 納屋制度のごとき前近代的労働組織の成立を専ら日本における賃労働形成の特殊性にもとめる見解が従来支配的であるが、その代表は、大河内一男教授である。いわく、「わが国における特殊な労働条件の形成、即ち明治期に於て典型的に見られた奴隷労働的な拘禁的労働関係、かの『原生的労働関係』以前の労働関係の形成とその固定化は、日本における賃労働の商品『労働力』としての創出形成の特殊性の中からのみ理解することが出来る」(大河内「賃労働における封建的なるもの」、『社会政策の経済理論』二二二頁)と。ここに、その特殊性とは、いうまでもなく「出稼型」労働力の形成である。即ち、「農村における家族生活、家族構成の封建的実態とそこに支配する身分的生活関係とは、またそこでの「エートス」は出稼型労働者をして工場地帯に持ち込まれ、経営内における労働関係を封建的に身分的なものに形成する」(同右二一八頁)。これは、問題の一面をたしかにとらえているが、鉱山における中間請負制は、資本主義発展の一定の歴史的段階では普遍的にみられ、日本資本主義の特殊性のみに解消することはできない。

### C 筑豊における小炭鉱の簇生と問屋資本の進出

維新政府の「日本坑法」による鉱山解放が、旧藩営炭鉱における「上から」の資本主義的石灰生産への道すじを、どのように切り開いたかをみてきた。ところで、これにたいし、かつて「仕組法」下にあった筑豊における

石炭生産の展開は、石炭産業資本のいわば「自生的」発展の道すじを代表する。ここでは、日本坑法いらい産業革命の前夜にかけて、筑豊の石炭鉱業がどのような展開をみせ、炭鉱賃労働の形成がそれにどのように呼応していったかをみることにしよう。

(1) 零細マニユの石炭小生産と問屋独占

すでにみたように官有・官営となった三池・高島は、従来の藩営マニユの基礎のうえに、外国人技師の雇入れ、蒸汽機関など新式機械の導入によって洋式採炭を開始したのであるが、それは、近代技術と酷烈な囚人ないし納屋労働との結びつきを基本的形態とする点で、わが国炭鉱業の全構造にたいする基軸的な歴史的モデルを定立した。一方、藩政時代に山元農民から奪われていた自由採掘権は、総有権の下請的な採取としてみとめられ、小炭鉱は土民開さくの方針がとられた。こうして、筑豊にはいわゆる「自由掘」の名のもとに、原始的な小採掘が乱立することになった。

明治七年、旧藩の統制により解放された筑豊の石炭小生産は約二百余、出炭は全体で約六万トンと推定され、高島の六万九千トン、三池の六万三千トンにもおよびなかつた。<sup>(1)</sup>その後、十年代まで小採掘のいわゆる簇生時代がつづき、十一年には四三〇坑、十二年には六百坑に達したといわれる。<sup>(2)</sup>しかし、その内容はほとんどが、きわめて劣弱な零細ないしマニユの小生産であり、ポッターの報告によれば、明治十年坑業数三四一の一坑当り借区坪数はわずか八二五坪、平均出炭三五七千斤、(一万斤 $\parallel$ 六屯)従業員数平均約九人弱、年間稼行日数四八日という程度のものにすぎなかつた。<sup>(3)</sup>同様のことは、「東京経済雑誌」三三三三号所載の、明治十三年七月より十四年六月までの石炭生産高でも、これを確認することができる(第1表)。

第1表 明治13年7月～14年6月石炭生産高

	坑数	トン数	一坑当り
長崎	335	228,539	683
福山	294	163,716	557
山口	16	46,445	2,903
熊本	75	24,374	325
その他	51	18,092	355
小計	771	481,166	614
高島	1	234,839	234,839
三池	1	172,701	172,071
総計	773	888,706	

- (註) 1. 農商務省地質調査所刊、明17年報第1号〔東京経済雑誌1323号による〕。  
2. 木下悦二「日本の石炭鉱業」p. 11による。

きいきとつぎのように書きのこしている。

「各坑総テ変則掘ニシテ、鉱脈ノ長短浅深、炭層ノ厚薄等ヲ予計スルコトナク、蒸汽機関ヲ用イルナク一度出水ニ逢ウトキハ忽然コレヲ廃シ極メテ開鑿シ易キ鉱脈露出ノ地ヲ撰ビ、マタコレヲ穿チ、甲ヲ廃シ乙ヲ興シ、曾テ開坑原費ニ備ル資力（質力）ナク僅ニ二三百内外の高利金ヲ他借シテ以テ一挙ニ高利ヲ博セントシ、金主坑主トモニ相倒ルルニイタル」。

もつともこのような状況は、自生的な初期炭鉱経営が一般的に経過せざるをえない過程でもある。石炭の採掘は、洋の東西をとわず農民の燃料採取のための一時的な稼行から始まるが、それは露頭の採掘からいくらかでも

これら従業員数平均約九人弱、年間二ヶ月も稼行しない零細ないしマニユ的小生産の多くは、おそらく村方坑夫を山元村の物代が統率するという、坑夫組合的な経営形態（もちろん藩幕体制下では、それは仕組法による封建的統制のもとに包摂されていたわけだが）を踏襲したものであったろう。あるいはまた新たに単独で、または数人が共同出資して村方の坑夫を集め、採掘事業をはじめたものであったろう。しかし、いづれにせよ、それらはいまだ資本制生産とはいえないがたいような、小坑区の無計画な乱掘と興亡にとどまっていた。明治十一年、英人ポッターが筑豊炭田調査の結果を書き記した報告書は、その状況をい

深部へ進むならば、直ちに個人的な労働方式では不可能な点に達着する。そのため自然に初期の炭鉱は共同経営に移行せざるをえないが、それもやがて間もなく限界にぶつかることになる。ポッターの報告にもあるように、彼らの手工業的な技術の段階では、その能力に比して極めて大きな困難と戦はねばならなくなるからである。すなわち、鉱脈の長短浅深、炭層の厚薄を科学的に予測しえず、湧水、断层、災害などが経営を一挙に危胎におとし、再開のためには新たな資金を他に迎かねばならないという状態に追いこまれる。ゾムバルトもまた、このようにして鉱山業においては、生産者は早くから前貸資本に依存することになると主張している。<sup>(6)</sup>

筑豊における初期零細・マニユ的小生産炭鉱の、「金主坑主トモニ相倒レル」がごとき零細高利貸資本への依存を必然的に補充したのは、すでに「仕組法」下の石炭発売によって蓄積をすすめてきていた問屋制資本である。仕組法下で経済的成果を収取し、販売市場を独占していた問屋制資本が、石炭小生産の解放らしい、いっそう強力な支配力を筑豊炭鉱業にたいしもつにいたったのはとうぜんである。その典型は、中原屋嘉左右、近藤彦兵衛白石庸の小倉三問屋にみられる。とくに中原屋は、米穀、綿類、材木、反物等をも取扱い、船舶をも支配し、関西から北越にいたる市場をもつていたが、これら問屋制資本は、明治七年、福岡県指令による石炭役所の設置を契機として（それは、炭価の急落、需要の変動とともに激しく動揺する不規則的な自由掘の統制を策した）、筑豊炭の完全な独占販売の体制を確立したのである。しかも彼らは、販売独占の経済的基礎を固めるために、前貸資本としてもその機能を拡大していった。資金に行き詰まる零細ないしマニユ的小生産にたいして採炭・運送経費を前貸し、出炭を一括取得し、特権的な収奪をやったのである。こうして明治七年から十年にかけて、中原屋の独占的支配は、田川企救全郡をはじめ筑豊各郡に包括的におよんだといわれる。<sup>(7)</sup>

- (1) 工部省沿革報告・洋人ポッター報告書前文前出、正田論文四頁。
- (2) 前出、木下悦二「日本の石炭鉱業」一三頁。
- (3) 前出、正田論文四頁。
- (4) 「石炭の採掘は農民の燃料採取のための一時的な稼行から始まるわけであるが、この場合、農民は当然、領主もしくは土地所有者から採掘権を獲得しなければならない。然るに鉱山の経営は、それが露頭の採掘からいくらでも進むならば、直ちに個人的な労働方式では不可能な点に到達するのであって、自然、初期の鉱山は坑夫組合あるいは鉱山組合による経営の形態をとるのである」（馬場克三「近代の貸銀関係の成立過程―納屋制度と炭鉱貸銀」『個別資本と経営技術』有斐閣、一六三頁）。
- (5) 註1に同じ。
- (6) W. Sombart, *Der Moderne Kapitalismus*, Bd. II, S. 709、前出馬場論文、一六四頁。
- (7) 前出、正田論文、四頁。

(2) 石炭小生産の分解―問屋資本による前貸形態の進化―

しかし、このような問屋資本の独占は永続はしなかった。明治十年、日本資本主義の創世紀における最大の事件たる西南戦争が、筑豊炭鉱業にたいしても、深刻な影響をあたえずにはおかなかったからである。西南戦争は、一方では、軍の徴発によって労賃昂騰し石炭産業沈衰す、といわれるような影響をあたえた反面、他方では、独立の小生産者として出発した貝島太助の場合のように、輸送御用船需用による石炭騰貴（二万斤＝六屯が六〜七円から二〇円へ）に乘じ巨利を博し、産業資本への転化の契機をつかむ者をも生みだした<sup>(1)</sup>。つまり、簇生した石炭小生産の分解が激発されたわけである。このような条件じたい、石炭問屋制資本の支配力を相対的に減退させずにはおかず、しかも、その傾向は、西南戦争後、炭鉱業の発展をみこした村方庄屋や地方の有力地主が、その蓄

積を基礎に炭鉱業に転出しはじめるや、いっそう促進された。

こうして、明治十年代の前半には、問屋制資本は、その石炭支配の基礎を再編成するために、前貸形態を石炭生産にたいし、より深く進化させることになる。これは、一方では、山元村の直接採炭者の惣代が問屋の手代に転化し従属的な資本経営をおこなう形態を生み、他方では、問屋の手代が雇頭として請負人となり掘子を支配する形態を生んだであろう。いづれにせよ、このような問屋前貸しによるより直接的な生産支配こそ、いわゆる『斥先掘り』の原型をなすものであり、それは、大規模炭鉱三池・高島における『納屋制度』とともに、日本石炭鉱業の構造を規定するいま一つの形態の定立を意味している。この筑豊における石炭生産の問屋制商業資本への従属は、その後ながく中小炭鉱の従属形態としてあとをひくことになる。<sup>(2)</sup>

(1) 前出、正田誠一「筑豊炭鉱業における産業資本の形成」五頁。

(2) 中小炭鉱の従属形態については、石炭産業資本の形成との関連において、あるいは石炭産業における独占の確立との関連において、のちほど、この小論につづく別稿において、改めて分析、展開されるはずである。

### (3) 明治初期の筑豊における炭鉱労働力と農民

以上にみるように、明治十年代における筑豊石炭鉱業は、貝島のように小生産者から産業資本へ転化する方向、あるいはまた問屋制資本から産業資本への転化の方向、土着庄屋、地主から産業資本へ転化する方向など、下からの石炭産業資本確立の可能性<sup>11</sup>方向性を、ともかくもみせはじめていた(その可能性が現実性に転化するにいたり、わが国石炭鉱業展開の歴史的条件からしてどのような歪みをもたざるをえなくなるかについては、別稿にゆずることになるが――)。それではこの時期における筑豊の炭鉱労働力は、農民層の分解とどのようにかわりあいながら、析出さ

第2表 明治初期における石炭産出推移

	全国出炭	高 島	三 池	筑豊(A)	筑豊稼行 (B) 坑数	一坑当り 炭(A/B)	出 産 炭の占 める割合
	千トン	千トン	千トン	千トン		トン	%
明治 7	208	69	63	60	207	290	28.0
8	567	?	半年50	90	261	345	15.8
9	545	?	96	?	309	310	?
10	499	?	61	72	339	260	14.4
13.7~ 14.6月	889	235	172	*163	*294	*557	*18.3

- (註) 1. 明治7~10年は、洋人ポッターの調査から抜萃、正田誠一「筑豊炭鉱業における産業資本の形成」による。明治13・7日~14年6月は、前出第1表による両資料より作成。  
2. 但し、明治13年7月~14年6月\*の印は、筑豊を含む福岡県。

れてきていたのであろうか。この点ではまず、明治十年代の筑豊石炭鉱業が、零細・マニユの小生産の噴出にもかかわらず、問屋制資本の吸着による蓄積の停滞、石炭市場形成の未熟という条件のもとで、(主な市場はいぜんとし国内製塩用と外国船燃料)、総じてその出炭がきわめて停滞的であったことが指摘されねばならない(第2表)。すなわち、明治十年までは炭鉱数のいちじるしい増大にもかかわらず、総出炭は停滞ないし低下さえしており、したがってここでの労働力は、旧藩時代からのデ・ファクトとしての賃労働者と、維新後の諸改革によって筑豊地域の農民層から析出された労働力と他地方から流浪してきた労働力をもって、充分にまかなわれたものと考えられる。事実、前節であげた資料によれば、明治十年における筑豊の坑業数は三四一、平均従業員数は九人弱、したがって総人員はわずかに約三千人、しかもそれは年間平均四八日という季節的な稼行であったわけだから、三池や高島のように他地方からの誘拐的・脅迫的手段による労働力の確保は必要としなかったであろう。

しかし、これらのことは、旧藩時代の炭鉱労働力においてかなりの比重をもったと思われる部落民が(前出、筑豊における国産労働力の形成と部落、参照)、明治初期筑豊の炭鉱労働ではいぜんかなりの比重をもち、

その労働したいが、三池の四人労働や高島の監獄部屋の労働に照応するような社会的評価を受けていたというこ  
ともある。たとえば、故遠藤正男教授は、炭鉱労働は明治初期においても「石炭掘」は頗る貧しき階級とされ  
ていたとして、明治石炭鉱業発達の貢献者の一人である白土善太郎のつぎのような「懐旧談」をかかげておられ  
る。

「私の若い頃ですら石炭採掘業者に対する村の農民達の態度は全くの………扱であったが、私の父の代更に  
祖父の代には一層の冷遇を受けたとのことである。……地主の全部の家族の同意を得ることは非常に骨を折つ  
たものだ。……交際することさえ忌まれていた炭坑主に土地を貸そうというのであるから、縦し貸す意志があつ  
たとしても地主及其家族は、村人達への思惑から貸し渋るやうになる。そこへ日参して夜中も行き衰訴嘆願の末  
漸く借りることになる云々」<sup>(1)</sup>。

ところで、以上のように明治十年までの筑豊石炭鉱業は、まだ地域の農業を強力に浸し、農民層の分解にたい  
し少なくとも大きな影響をあたえるような状況にはまだなかった。しかし、明治十年西南戦争を機とする経済的  
条件の変化（インフレ資金の撒布と、それにもともなう商工業への刺激）軍徴発による炭鉱をふくむ労賃の一般  
的昂騰、石炭小生産の分解と経営規模の拡大は（前出、第2表によっても炭、明治十年対比で十三年には炭鉱数の減少とと  
もに一坑当り年出炭は二六〇トンか五五七トンに増大）、地域農業への影響を一步すすめずにはおかなかった。この間  
の状況について、『鞍手郡誌』『嘉穂郡誌』は、つぎのようにつたえている。

「明治維新後は行政の改革に伴ひ、農政上の変化は農業の生産力に影響せしこと尠からざりしも、米麦は農産  
の大宗にして、製糶と共に郡外移出の要品なり。若宮川及遠賀川に依りて尠からず搬出せられしが、明治八年頃

より炭鉱業勃興し来り、之が發達と共に部外よりの入寄留者増加し、消費量加はり移出数量を通過せり<sup>(2)</sup>。〔鞍手郡誌〕

「古来、我郡は、米麦の産業を主とし、其他の副産物も他に比して頗る豊富なりしが、石炭鉱業の發展につれて、漸次耕地を減じたり……。鉱業に走りて鋤鍬を捨つるもの多く、田園生活を厭ひて都市に移り、為に労銀遽かに高騰し、耕耘意の如くならず、従つて副産物旧の如く多からず、櫛実楮皮の如きは之を顧みるものなく、製蠟、製紙の業も殆どその跡を絶ち、養蚕の業亦振はず、況や木綿織物の如きは、全く之を手にする工女なく、僅かに蔬菜果実の類稍見るべきものを出せり、森林の如きは多く伐採され尽されて……。云々」<sup>(3)</sup>。〔嘉穂郡誌〕

統計の裏づけをもたぬこれら『郡誌』がどれだけの実憑度をもちうるかは疑問であるが、明治十年代において多かれ少なかれこのような一般的傾向があらわれはじめていたことは確かであろう。とくに労銀の高騰から作男や僕婢労働が炭鉱に走りはじめ、豪農手作経営の崩壊が始まっていたことが、この記述からも類推される。幕末、本百姓の再生産破壊とともに実現したおくれた地帯における商品経済と農民的小商品生産の發達を土台として、筑豊各地に隷農主地主から転化した「村方地主」がひろく存在したことは前述した。明治初期には、これら地主は酒屋、油屋、質屋を兼営しつつ、雇用労働を中心として豪農手作経営を行っていた（筑豊では一〇町以上、一〇〜二町所有の比重、一町五反以上経営の比重が高く、豪農手作経営が広汎に存在したとみられる<sup>(4)</sup>）。その崩壊がこの時期にはすでに端緒的にあらわれはじめたのである。それは、零細・マニユ的石灰小生産の量的發展に照応し、さらに明治十四年、筑豊炭田における蒸気機関による排水の成功、すなわち筑豊炭鉱業における産業革命の開始とともに、崩壊は加速的にすすみ、炭鉱労働の析出もまた新しい段階をむかえることになる。

なお、補足的になるが、明治初期における筑豊の炭鉱賃金の状況を全面的に明かにしうる資料はない。ただ前出ポッター報告が、明治十年の筑豊における炭鉱賃金を二三錢五厘と記録しており、これを年次はかなりずれるが、参考までに他の職人賃金、諸工場の賃金と比較すると次表のようになる(第三表)。

第3表 明治初期の炭鉱賃金(男子)

	日 額
筑豊・炭鉱賃金(明治10)	23.5厘
筑豊・京野炭鉱(明治18)	29.4厘
高島炭鉱(明治21)	23.5厘~25錢
全国男子・平均賃金(明治18)	錢
大 工	22.7厘
日雇人足	15.7
農作日雇	15.1
東京砲兵工廠	52.0
横須賀造船所	31.0
民間工場	17.3

- (註) 1. 炭鉱賃金(明治10年)は、前出、ポッター報告書。京野炭鉱(明治18)は、遠藤正男「九州経済史研究」p.85の数値より計算。高島炭鉱明治21年は、「高島炭鉱坑夫取扱手続」(明21. 8日)による。
2. 全国男子平均賃金は、「農商務省統計書」「統計年鑑」による。

に上向する。かくて炭鉱賃金は、坑内労働という特殊な条件のもとで、辛じて地上の工場労働者の賃金水準に見あうという位置に定着させられるのであるが、その過程についても、また別稿でとりあげることにしよう。

明治十年の筑豊炭鉱賃金は、前述するように

西南戦争による労役徴収による昂騰したといわれるから、十年以前および十四、五年はもっと低く二十錢内外であったと推定される。それにしても、明治十八年の民間の工場労働者賃金に對比して若干高くなっている。しかし、炭鉱賃金は明治二十年代以降、一方で農民層の分解が全国的規模で急激に進行し、産業革命がすすむなかで相対的に低下し、逆に工場労働者の賃金は、資本主義形成の進展にともなって相対的

(1) 白土善太郎「五十年間の浮沈―明治炭坑創業時代の思い出」石炭時報二卷、三号、遠藤前出『九州経済史研究』一三

(2) 『鞍手郡誌』昭和八年、八六四頁。

(3) 『嘉穂郡誌』大正十三年、四五六頁。

(4) 農林省農業総合研究所九州支所編『福岡県の農業』、「第五章」北九州・筑豊地帯の農業」三二六頁。

#### D 国内市場の形成と産業革命への道

わが国の石炭鉱業における資本制生産確立の経路は二つに分れる。一方に、藩営炭鉱が官収・官営され、外人技師や外国機械の力を借り、近代的大炭鉱として一応は整備されたうえ、政商・財閥資本に払下げられていった上からの経路がある。それは、三池・高島によって代表される。そして他方に、小商品生産から近代的炭鉱へと、いわば自生的な発展をとげる経路があり、それは、筑豊地方によって代表された。

以上では、明治初期におけるわが国石炭鉱業の展開過程について、この二つの経路を対照させながらあきらかにしてきたのである。この時期には、石炭鉱業の近代的定立は、まだ二重の意味で完成していなかった。ひとつに、自生的な発展の道すじをとった筑豊石炭鉱業においては、すでにみるように技術的にも経営的にも問屋制手工業の段階を脱却しえずにいた。そして、いまひとつには、三池・高島にしろ、自らの石炭商品を日本資本主義の再生産構造のなかに定着させることができていなかった。

国内の製塩燃料と外船燃料という市場から出発したわが国石炭鉱業は、明治十年代においても、基本的に同様の市場構造をひきついでいた。維新政府は、地租改正をつうずる本源的蓄積の強行、農民層の分解、貨幣経済の浸透を背景としつつ、殖産興業すなわち「上から」の途において農工分離、国内市場創出の過程をおしすすめた。しかしながら、寄生地主的土地所有にもとづく農民層分解の歪み、農民大衆の窮乏による国内市場の狭さ、した

第4表 石炭市場の發展單

位=千トン

	生産高 (A)	輸出高 (B)	船舶用	鐵道用	工場用 (C)	製塩用 (D)	B/A	C/A	C/D
明治1年	150	16	—	—	—	—	10.6	—	—
7	208	119	—	—	—	—	57.0	—	—
11	680	206	—	—	—	—	30.3	—	—
15	929	327	—	—	—	—	35.2	—	—
19	1,374	674	237	18	147	456	49.1	10.7	32.3
23	2,628	1,224	461	69	424	477	46.6	16.1	89.0
28	4,810	1,860	747	223	1,198	522	38.7	24.9	230.0
33	7,489	3,379	1,464	507	2,652	639	45.1	35.4	425.0
38	15,142	2,528	1,997	842	3,276	500	21.9	28.4	655.0
43	13,535	2,794	2,408	1,238	4,319	906	10.8	27.8	477.0

- (註) 1. 明治1年(1886)は、東亜經濟調査局編「本邦を中心とする石炭需給」(1933)による。  
 2. 明治7年以降は、高野江基太郎「日本炭鋳誌」による。

が、蓄積の限界は、国内の産業をゆたかな社会的分業の全面的展開にはみちびかず、国家資本による政府育成の一部軍事工場、直営工場のみ近代的技术が移入されるにとどまり、広汎な民間企業は、工場制手工業、問屋

制家内工業の段階にしかまだ發展していなかった。こういう状態の必然的な帰結として、石炭の商品市場は、部分的には蒸汽機関の国内船舶の炊用という新しい展開をみせはしたが、その柱はいぜん国内製塩の燃料と外船燃料としての輸出の範囲にとどまらざるをえなかった。(第4表)

第4表によれば、明治十九年でさえ、出炭一三七万トンのうち五〇％は輸出され、工場用はわずかに一〇％強、それは国内製塩用の約三分の一にすぎない。しかし、明治二十年以降石炭市場の構成は除々に変化し、工場用炭の消費は、二八年には製塩用をこえ、三八年には輸出处とその比重を逆転するにいたる。ここには、明治維新を出発点とした日本資本主義が、日清・日露の戦争をつうじ、綿糸・綿紡を中心とする衣料産業部門を確立し、さらに官営八幡製鉄の設立(明治三十年)を経て、社会的總資本を再生産軌道に定置し、産業資本の形成を完了してゆく過程が、石炭

市場の一応の確立過程として反映されている。

ところで、問題をさしあたりの課題である明治十年代の石炭鉱業にもどそう。すでにみるようにその時期の石炭市場は、いぜん輸出と製塩用に限定されていた。しかし、そのような制約のなかで、石炭市場がますます拡大していつていたこともまたたしかである。その結果、産業資本への自生的発展の道をすすむ筑豊の零細ないしマニユの小生産は、だんだんと市場条件と照応しえないようになりつつあった。すなわち、市場条件は、「炭層の厚薄等を予計することなく、蒸気機関を用うるなく、一度出水に逢うときは忽然これを廃し」といった石炭小生産の技術的限界を乗りこえることを要求しはじめていたのである。

近代的技術装備をもたず、主として裸手労働に依存する当時の民間炭鉱にとって、当面する最大の技術的障害は坑内排水であった。九州大学正田誠一教授によると、たとえば、「明治初年代に筑豊において最大の規模を誇った香月城の前炭坑が四八〇人の大規模協業をもってしながら、二年間の出炭わずかに八、二八〇匁で廃坑の憂目をみたのも排水難であり、四〇人三交替で二二〇人の排水夫に一分間当一二五杯（十二石五升）の排水を強制する坑内水は、すでに裸手労働の限界を超えるものであった<sup>（一）</sup>」。坑内排水の障害を技術的に解決してゆくうえで、筑豊の石炭生産者たちに直接的刺激をあたえたのは、もちろん外国技術者と外国技術によって装備された高島・三池における蒸気機関による排水である。こうして明治八年から十四年にかけて、産業資本形成の道を自生的に追求する先進的な生産者たちの水との格闘がすすむ。

明治八年（一八七五年）、長崎造船所出身の片山逸太が、田川郡糸田炭坑においてバランス唧筒による廃水をこころみだが失敗。明治十年（一八八七年）、貝島太助は、西南役による炭価値上りの益金を投じて汽船用古汽缶

を賄い、鞍手郡直方炭鉱で運転したが失敗。けつきよく、筑豊における蒸気排水が完全に成功したのは明治十四年(一八八一年)、横浜製鉄所の経営者であった杉山徳三郎の手によってであった。穂波郡目尾坑において、新品の八吋スペシャル唧筒二台を設置して成功、ここに筑豊における水との斗いは新しい段階を画することになった。

この意味で明治十四年は、筑豊における、したがってまた日本石炭鉱業における産業革命の開始をしめす年であった、ということが出来る。これ以後、蒸気機缶は急速に普及し、筑豊炭鉱群のなかに汽力装備炭鉱と無汽力炭鉱との分解を引きおこしつつ、あわせて十六年、新入・三池における機械捲の導入、十八年、豊国炭鉱におけるダイナマイトの採用、二十三年、豊国での通風扇風機の採用と、あいついで、新たな技術的進歩の指標が打ちたてられる。また、明治二十年代には若松・門司筑港、筑豊興業鉄道、九州鉄道、豊州鉄道と石炭輸送の脈管体系が構築され、採炭機構は、従来の高島・三池という二つの巨大な二つの中心から、その重心が筑豊に推転されてゆく。<sup>(2)</sup>

要するに、筑豊石炭鉱業は、こうして疾風怒濤の産業革命の時代を経過することになるわけだが、その分析はまた稿を改めて取組むことにしたい。

(一九六六・五・十七)

- (1) 前出、正田誠一「筑豊石炭鉱業における産業資本の形成」五頁。
- (2) 前出、遠藤正男「九州経済史研究」五七―五九頁。

〔附記〕 本稿の策七にあたっては、とりわけ遠藤正男『九州経済史研究』(日本評論社、昭和十七年)、正田誠一「筑豊炭鉱業における産業資本の形成」(九州経済調査協会『統計月報』一九五二年二月、三月号)、太田遼一郎「明治前・中期福岡県農業史」(中央公論社『日本農業発達史』第一巻、農業発達史調査会)などから数多く教えられ、またその成果を利用

立命館経済学(第十五卷・第二号)

させて頂いた。だいた。